

等である。

然し單式簿記計算は財産そのもの、みに就て計算を立て財産増減の原因である損益の事實に付ては詳しく計算しない。

先現金出納は之を現金出納帳に記入し、この帳簿の差引によつて現金手許有高を知る。

商品賣買はこれを仕入帳賣上帳に記入し、棚卸を行ひ以て商品賣買高を計算し、

掛貸借の發生消滅はこれを先づ日記帳に記入しておいて次で掛元帳に轉記し、此の帳簿の差引によつて一方掛貸残を他方掛借残を知る。

、手形上の貸借はこれを受取手形記入帳と支拂手形記入帳とに記入し、これにより手形代金の受取るべきものと支拂ふべきものを知るのである。

かくして一方には現金、商品、掛貸金、受取手形等の各残高を合計して資産總額を知り他方掛借金及支拂手形の殘高を合計して負債總額を知り、これらの差引によつて現在正味身代高を計算し、これを固有身代即ち資本金と比較してその差により事業損

益高を知るのである。

今、この經路を圖解して見れば

記帳

決算

現金出納——出納帳——現在手許殘高

商品賣買——仕入帳——棚卸——商品賣殘高

掛貸借——發生消滅——日記帳——元帳——掛貸殘高——掛借殘高

手形貸借——發生消滅——受取手形記入帳——受手殘高——支手殘高

資産總額——負債總額

＝正味身代高——固有身代高

＝損益高

次に商品賣殘高は仕入帳と賣上帳との單純なる差引によつて知ることは出來ぬ。何

となれば賣上帳には普通賣値を以て記入する爲、兩者を差引く時は益の場合は商品残高がそれだけ少くなり、損の場合はそれだけ残高が多くなるからである。故に残高を知るには商品の棚卸といふことが必要となつて来る。棚卸に就ては後に詳しく説明することとする。

以上簡單に單式簿記の基礎に就て説明したが、これが計算方法には實物法(結果法)と、抽象法(原因法)との二つがある。

前者は金銭、商品、貸借等各種財産の出入勘定をなし差引残高を綜合して現在正味財産高を知り、これを固有財産高(資本)に比較して損益を計算するに反して後者は財産そのものを離れて單に財産を増減したる原因即ち事實の事柄に付て計算をなし正味損益高を知り然る後、固有財産高に加減して現在正味財産高を計算するのである。

右の如く計算の上から見て單式簿記は實物單式、抽象單式の二つに分れるが、普通單式簿記といへば前者を指すのである。

今更にこの兩者を比較してみると前者は先づ現在身代高を算出し、固有身代高に比

較して損益を算出する爲、財産の内容を詳にすることは出来るが、損益の内容を示さないのである。これに反して後者は先づ損益高を計算し、これを固有身代高に加減して現在正味財産高を算出するのであるから損益の内容を詳にすることは出来るが財産の内容を知ることが困難である。

かくの如く兩者一得一失であるが殊に前者に於ては萬一過失又は故意に計算の途中に於て誤謬脱漏をなすもこれを發見することが困難であるが、純益を知る爲の記帳としては後者によるのが便である。

例をあげて兩者を比較してみれば

- 一 元金三百圓元入して開業す
- 一 甲より商品二百五十圓現金にて買入る
- 一 更にこれを乙に三百圓にて賣渡し半は現金にて受取り半は掛とす
- 一 運賃十五圓現金にて支拂ふ
- 一 丙より商品四百圓掛買す

これを實物法によつて計算すると

金銭収入は	四五〇圓
支出は	二六五圓
差引残高	一八五圓
商品仕入高	六五〇圓
賣上高	二五〇圓
差引残高	四〇〇圓
掛賣金乙	一五〇圓
掛借金丙	四〇〇圓

これによつて損益計算すれば

現金	手許残高	185,000
商品	賣残高	400,000
貸掛	乙へ	150,000

計	資産總額	735,000
掛借	負債總額	400,000
差引	現在正味財産高	335,000

300,000.....固有身代高(元入)

再差引 35,000.....純利益

抽象法によつて計算すれば

賣上總額	300,000
商品手許残高	400,000

計 700,000.....總收入金

仕入総額	650,000
差引	50,000.....販賣利益
運賃	15,000.....総費
再差引	35,000.....純益

これは損益の原因即ち財産増減の事實に付て計算したものであつて、その計算が比較的容易であるばかりでなく、營業の過去の實蹟を知る上に於ても亦検査、調査に際しても種々の便がある。以下説明する帳簿様式並びに記帳法は抽象法を採用したものである。

第四 帳簿様式と記帳法

帳簿の種類をいへば

現金出納記入に要する	現金出納帳
	— 當座帳

商品賣買及掛貸借の發生消滅記入に要する

商品賣買及掛貸借の發生消滅記入に要する	商品仕入帳
	商品賣上帳
	賣掛元帳
	買掛元帳
營業用その他の經費記入に要する	經費記入帳
	受取手形記入帳
手形貸借記入に要する	支拂手形記入帳

などであるが、複式簿記とは異つて一定の法則に基いて記帳するものではないから、帳簿の體裁、勘定科目の分類などは自己の營業の大小、繁閑によつて正確なる損益計算をなし得る範圍内に於て取捨すればよい。

殊に現金取引を主とする小賣商店等にあつては帳簿の内現金出納帳、當座帳、商品賣上帳、同収入帳の五種又は三種を設けることによつて目的は達せられるのである。

損益勘定に属するもの

創業費(開店費)、利子、割引料、手数料、保険料、倉敷料、通貨、貸倒金、

雇人費、廣告料等

資本主勘定に属するもの

資本金、配當金、準備金、積立金等

商品仕入帳

仕入先氏名		年月日	商品名	数量	単價	金額	支拂高	残高

記帳法

- 一、仕入先毎に口座を設け、仕入の都度、その口座の各欄に當該事項を記入すること。
- 一、支拂高欄には支拂の都度支拂金を記入し、仕入高に對する未拂殘高を明かにすること。
- 一、返送品を生じた場合は年月日欄に何月何日何の理由により返送とし、商品名、數量、單價、金額を赤書し、便宜支拂高欄にて同金額を差引き殘高を算出すること。
- 一、値引、歩引を受けたる場合も右に同じ。但割引を受けたる場合は雜收入とするを可とす。
- 一、かくして後日に至り各口座毎の各月別合計をまとめ各月の仕入總高を一表に現はすもよい。

- 一、雇人費
給料、手當、賞與、仕着費、保健費、慰安費、食費等
- 二、商品費
仕入代金、運賃諸掛、荷造包装費、手数料、保険料、倉敷料、動力費等
- 三、營業場費
土地建物の公課、保険料、修繕費、場所物件借入料等
- 四、その他營業に關する諸費用
廣告費、裝飾費、賣出費、景品費、配達費、電話料、電燈料、給費、交際費等に分類することが出来るが、こゝに注意を要するは、税法施行規則に「家事上ノ費用及之ニ關聯スルモノハ之ヲ控除セス」と規定してあるから、家賃、地代、保険料等は勿論收入を得るに必要な経費であるが、一の家屋内にて營業し同時に住つてゐる場合は家事に關聯したものととして控除されない。
然し現在の個人商店殊に小賣店等は多くは同一場所で營業し又住居してゐるから、

嚴格に法文を適用すると餘りに酷である故に、實際は幾分か緩和調節されてゐる。
次に家族の生活費、子供の教育費、子守の給料等は當然家事上の費用として控除されず問題ではない。

尚、必要経費に似て認められないものを列挙して見れば

- 一、繰越缺損金
- 二、建物、器具、什器等の減價銷却
- 三、建物の増築、改築費
- 四、器具、機械等の新調改良費
- 五、商品原料の値下り損
- 六、營業に關係なき負債の利子
- 七、同 公 課
- 八、本人及家族への給料
- 九、生活上の費用

十、營業場の地租(収益税額より控除せらる)等である。

次にこれを如何に記帳すべきやに付ては様式記帳方法共に幾通りもあるから、各自の最も適したと思ふものをとれば良いのであるが、別に経費記入帳を備へず、現金出納帳を以て之に代用することが最も策の得たものであると信ずる。この場合には現金出納帳より必要経費に属するものを摘出し、科目毎の目計をなし、経費總括表に記入すればよいのである。

経費記入帳の様式記帳法は次の通りである。

年月日	摘要	科目	金額	支拂額		残高
				月日	金額	

經費總括表

科目	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
給料													
賞與													
運賃													
保險料													
何々													
何々													
何々													

記帳法

- 一、摘要欄には支出の事由を記載すること、例へば何々會社、何々商品に對し何月何日より何月何日迄の保險料保險金額何圓……の如し。
- 二、科目欄には給料、運賃、保險料等を記入すること。
- 三、金額欄には未だ支拂はざるも、確定したるものは總てこれに記入し、支拂額欄に現實支拂ひたる金額を整理し、殘高欄に未拂高を現はすものとす。
- 四、後日に至つて各科目を總括集計して各月別に總括表に記入すること現金出納帳兼用の場合と同じ。

手形記入帳

手形上の債權債務を記帳する帳簿にして受取手形記入帳、支拂手形記入帳の二種あり、手形上の債權、債務發生の都度各相當欄に記入し、消滅の都度顛末欄に整理するのである。

受取手形記入帳

年月日	記帳	摘要	番號	種類	支拂人	振出人	振出年月日	満期日	支拂場所	金額	願末
	五・二・一〇	商品代金	一〇	平均川上又助	同人	裏書人	五・二・一〇	五・四・一〇		1,000	割引済

支拂手形記入帳

年月日	記帳	摘要	番號	種類	受取人	振出人	振出年月日	満期日	支拂場所	金額	願末
	五・二・一〇	商品代金	一〇	平均杉野商店	当店	裏書人	五・二・一〇	五・四・一〇		1,000	支拂済

第六 商品棚卸に付て

商品賣買利益は單に該期間に於ける賣上高より仕入高を差引いただけでは計算出来ない。賣上總高に賣殘商品を加へ、これより收入高と前年よりの繰越高を引かねばならぬ。而してかくして得た賣買利益より營業費を差引いたものが、其期に於ける純損益となるわけである。故に損益計算には是非前年より繰越したる商品の額と、次年へ繰越す額とが明かでなければならぬので、賣殘商品の價格即ち現在手許に残存せる商品に關し、數量を確め、品質を吟味し、その價格を評定することを棚卸といふのである。

而して棚卸は法人に於ては原則として時價によることになつてゐて、時價が原價より、低い時は時價により、時價が原價より高い時は原價によつて計算するから、棚卸による評價損益を認めるが、個人商店に於ては原價によつて計算することになつてゐるから評價損益は認められない。即ち未だ賣らぬ商品の損益は見ないのである。

次に如何にして手許在高を調査するかといへば、比較的取扱品種少く金額大なる卸

商にあつては現品の調査、帳簿上の棚卸共に容易であるかも知れぬが、小賣商の如く金額比較的小にして品種多きものにあつては、帳簿上の棚卸、現品に付ての棚卸は容易ではない。それが爲に棚卸をするには、どうしても現品を調査することを要するか、便宜の爲、定價札の裏面に暗號か何かで原價を記入しておくことも良いことであらう。

尙、この時期は法人は決算期末、個人は十二月三十一日である。

かくして調べた現在商品の種目、數量、單價、金額を記載したものを棚卸表といふのであるが、これには別段に定つた様式を要しないが、調査の経路、數量、單價、金額は是非明かにしておかねばならぬのである。

第七 純益計算と損益計算書

記帳に誤記脱漏なく棚卸も出來れば純損益は自ら明かとなるのである。

今その計算方法を簡単に述べれば

一、賣上高は常座帳又は賣上帳によつて一月一日より十二月三十一日までの分を計

算する。

- 二、仕入高は仕入帳によつて同期間の金額を計算する。
- 三、賣上高に其等の棚卸高を加へ、仕入高に前年よりの持越高を加へて兩者の差引を行ひ、賣買利益を計算する。
- 四、金銭出入帳又は經費の記入帳より營業費雜收入を算出する。

かくして收入、支出の差引をなして損益計算書を作成するのである。

損益計算書は一會計期間にその營業より生じた各利益の詳細及これらの利益を收得するに要した諸經費並びに損失を明かにするものであるから、なるべく詳細なることを要する。

次に損益計算書は過去に於ける損益の由來はこれを明かにするのであるが、金額の上から見た事業の現状を明かにするものではない。故にある一定時に於ける營業の財政状態を一見明瞭ならしむるため、現在有する諸資産と負ふ所の負債とを對照せしめた一の表を作らねばならぬ。これを貸借對照表と稱し各帳簿の資産負債を屬する一切

の勘定の残高を以て作るものである。

貸借對照表

資 産 之 部		負 債 之 部	
土地 建物	什器	資本 金	借入金
賣掛 金	商 品	買掛 金	借 入 金
計	計
		當期純利益	

損益計算書

		收入高				收入之高	
		雑 棚 賣 收 卸 上 入 高 高					
		仕 入 高				支出之高	
		前 年 繰 越 高					
		給 保 運					
		料 料 料					
		賃 料 料					
						
計		当期純利益					

第四章 直接税一般説明

第一節 第一種所得税

第一 誰に課税せらるゝか

第一種所得税は、會社に課税せらるゝ税金であります。詳しく言へば

- 一、所得税法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人……内國法人と
- 二、所得税法施行地に資産又は營業を有する外國法人

に課税せられます。所得税法は朝鮮、臺灣、樺太及小笠原島、伊豆七島を際く帝國領土内に施行せられます。(以下單に内地と略稱す)から、此等殖民地及關東州に本店又は主たる事務所を有する法人の内地に有する資産、營業は(二)に該當する譯であります。特別の法律に依つて、内地では課税しません。

尙、所得税法には總て「法人」と規定してありますが、實際所得税の課税せらるゝ

のは、現在の處保險相互會社を除いては、商法に據る會社許りであつて、會社以外の法人は所得税法其の他の法令に依つて、課税せられないことになつてゐます。

第二 課税所得と非課税所得

第一種所得税は、法人の總ての所得に課税せらるゝのでありますが、左に列記する所得には所得税法其の他の法令により、所得税が課かりません。

- 一、國債の利子。
- 二、貯蓄債券の利子。
- 三、復興貯蓄債券の利子。
- 四、勅令を以て指定したる重要物産製造業の所得（開業の年及其の翌年より三年間に限る）。
- 五、製鐵業獎勵法該當の所得（設備完成の年及其の翌年より、但し舊製鐵業獎勵法に依り免除せられたる者には開業の年又は能力増加の年及其の翌年より夫々十ヶ年間に限る）。
- 六、殖民地免稅事業の所得。
- 七、外國法人の外國に船籍を有する船舶の所得。

右七種目の内、國債、貯蓄債券、復興貯蓄債券の利子には當然所得税は課かりませんが、其の他は孰れも法令の定むる期限、手續に従ひ、稅務署長に申請した場合に限

り所得税が課せられないのであります。

第三 課税所得の種類

法人の所得は、存續中の法人に課税せらるゝ甲、普通所得。乙、超過所得と解散又は合併により消滅したる法人に課税せらるゝ。丙、清算所得の三種に區別せられます。

甲、法人の普通所得は、事業年度毎に其の全利益に對して、課税されます。

乙、法人の超過所得は、事業年度毎に其の利益の内、資本金に對する利廻、年一割以上の部分に課税されます。

丙、法人の清算所得は、解散したる法人又は合併により消滅したる法人の、殘餘財産價格又は合併による取得價格が、資本金額を超過するとき其の超過金額に課税されます。

以下右三種の所得に付き其の計算方を簡単に説明します。

第四 法人の普通所得

所得税法第四條は「法人の普通所得は各事業年度の總益金より總損金を控除したる

金額に依る」と規定してゐます。此の規定は第一種所得税ばかりでなく、法人の營業収益税にも關係ある事項であります。

一、事業年度 法人の普通所得は前述の規定によつて課税されます。事業年度とは會社の定款によつて定められた決算期の義であります。即ち法人の所得税は會社の定めた其の事業年度毎に課税されるのであります。若し法人が事業年度の途中で解散し又は他の法人に合併したときは、解散決議又は合併實行の日までの期間を一事業年度と看做して計算するのであります。

二、總益金 總益金とは、法人の利益となるべき收入(評價益の如き事實とも)の總計であつて、普通に決算報告書の損益計算書「利益の部」の合計に相當しますが、その中に其の事業年度の利益に關係なき前期繰越益金の如き科目が含まれる場合は除外せられ、計算漏の金額ある場合は加算されること勿論であります。

三、總損金 總損金とは、法人の損失となるべき支出(事實とも)の總計であつて、普通に損益計算書「損失の部」の合計に相當しますが、此の場合にも前期繰越缺損金

補填の如き、其の事業年度の損失に關係なき科目は除外せられ、計算漏の科目が加算せらるゝこと、總益金の場合と同様であつて、必ずしも「損失の部」合計と一致するとは限らないのであります。

以上の説明は抽象的ではありますが、要するに各決算期毎に利益金の合計から損失金の合計を控除した残額、即ち當期純益金が普通所得となるのであります。言ひ漏らしましたが、内國法人に付てはその全純益金が法人の普通所得であります。外國法人に對しては内地に於ける資産又は營業より生ずる純益金のみが、その法人の普通所得となるのであります。

設例

貸借對照表		昭和五年三月三十一日現在	
資	産	金	額
不動	産	出	資
産	金	金	債
			金
			額
		二五〇,〇〇〇 _円	一,〇〇〇,〇〇〇 _円

株 式	社 債	國 債	商 品	賣 掛 金	預 金 現 金	合 計
九五〇、〇〇〇	一九〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	一、九五〇、〇〇〇
積 立 金	買 掛 金	前 期 繰 越 金	當 期 純 益 金	合 計		
三五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一、九五〇、〇〇〇		

自昭和四年十月三十一日 至昭和五年三月三十一日 事業年度損益計算書

利 益	損 失
商品賣上高	商品仕入高
七二〇、〇〇〇 _円	七〇〇、〇〇〇 _円
金 額	金 額

現 在 商 品	不 動 産 收 入	株 式 配 當	社 債 利 子	國 債 利 子	土 地 賣 却 益	雑 收 入	合 計
三〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	七、〇〇〇	二、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇
前 期 繰 越 商 品	營 業 費	諸 税 金	雑 費	合 計			
二五〇、〇〇〇	三三、〇〇〇	一一、〇〇〇	五、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇			

註一、本例ハ説明ノ便宜ノ爲メ假想セルモノニシテ繁雜ヲ避クルカ爲メ決算書作成ニ關スル方則ヲ無視セル所アリ

二、解散事業年度ノ意ナルヲ以テ利益處分方法明示セス

第四章 直接税一般説明

三、諸税金一二、〇〇圓中ニ社債ニ對スル第二種所得税三五〇圓ヲ含ム

之を設例の會社に就て説明すれば、損益計算書中利益金額の合計百三十萬圓が總益金であつて、損失金額の合計百萬圓が總損金であり、差引三十萬圓が普通所得となる譯であります。この會社總益金中には、所得税を課せられざる國債の利子二千圓を含みますから、差引二十九萬八千圓が課利せらるべき普通所得となります。

普通所得に對しては左の稅率により課稅せられます。

内國法人	百分の五
外國法人	百分の十

設例の會社が内國法人だとすれば、普通所得二十九萬八千圓其の五分……一萬四千九百課稅さるゝ譯であります。

第五 法人の超過所得

超過所得は、普通所得がその資本金額に對する利廻歩合年一割以上になつてゐる場合、その一割を超過する部分に課稅せらるゝものであります。資本金額に對する年一

割は、如何にして計算するかと云へば、

一、事業年度の各月末に於ける拂込株式金額又は出資金額及積立金（名義如何を問はず普通所得の留保したるもの全部）の月割平均額を基本として、

二、繰越缺損金ある場合は其の各月末に於ける月割平均額を、控除したるものを資本金額と致します。即ち設例の場合に出資金……積立金及前期繰越益金とも各月末異動なしとすれば、其の合計百五十萬圓が資本金額であります。

三、右の方法により計算したる金額は會社全體の資本金でありますから、若し設例のやうに所得の中に國債利子の如き所得税の課からない所得の有る場合、總資本金額の内、所得税の課かる所得に對する資本金額を適當に區分致します。設例の會社に就て假りに所得の割合に依つて按分すれば、所得税の課かる所得に對する資本金額は $(1,500,000 \times \frac{298,000}{300,000}) =$ 百四十九萬圓となります。

四、超過の利廻は年一割になつてゐますから、設例の様に事業年度の月數が六ヶ月の時は、資本金額の五分……七萬四千五百圓が年一割の利廻に相當します。

それで普通所得金額二十九萬八千圓から、右七萬四千五百圓を差引いた残り二十二萬三千五百圓が超過所得となります。

超過所得の税率は、利廻歩合の高低に依つて相違があります。即ち

- 一割を超過し二割以内の金額には 百分の四
- 二割を超過し三割以内の金額には 百分の十
- 三割を超過する金額には 百分の二十

となつてゐます。

これを設例によつて計算すれば、超過所得は前述の如く二十二萬三千五百圓であつて、税率各階級毎に税額を算出すれば

一割を越ゆる所得	七四、五〇〇圓	(税率)	四分	(税額)	二、九八〇圓
二割を越ゆる所得	七四、五〇〇圓	(税率)	一割	(税額)	七、四五〇圓

三割を越ゆる所得 七四、五〇〇圓

(税率) 二割 (税額) 一四、九〇〇圓

合計 二二三、五〇〇圓

二五、三三〇圓

となります。即ち越過所得金額二十二萬三千五百圓に對する税金は、二萬五千三百三十圓となります。

以上の説明を要約すれば、設例の會社は半期間に三十萬圓を儲けて、普通所得に對する税金一萬四千九百圓と、超過所得に對する税金二萬五千三百三十圓、合計四萬二百三十圓也と言ふ事業年度の所得に對する税金が課かる譯であります。

第六 法人の清算所得

清算所得は解散又は合併の場合に限つて生ずる所得であります。即ち

- 一、法人解散したる場合に「殘餘財産の價格」が「解散當時の拂込株金額又は出資金額」を超過するとき。

二、法人が他の法人に合併したる場合に「合併による所得価格」が被合併法人の合併当時の拂込株金額又は出資金額を超過するとき。

以上二つの場合は孰れも其の超過金額が清算所得として課税さるゝのであります。残余財産とは、解散當時の財産總額中より對外債務の辨済を了し、株主又は社員に分配せらるべき財産価格を言ひ、合併による所得価格とは、被合併法人の株主又は社員が合併法人より合併によりて取得する株式の拂込済金額又は出資金額及び金銭との合計を云ふのであります。

前に掲げた設例の會社が三月三十一日を以て解散し清算の結果、買掛金等對外債務を返済して、尙會社に分配し得べき資産の時價が、假りに二百萬圓あつたとすれば、その出資金百萬圓を超過する百萬圓が清算所得となります。

清算所得に對する税率は、	
積立金又は所得税を課せられざる所得より成る金額	百分の五
其の他の金額	百分の十

と所得の内容に依つて區別が有ります。

今此の税率を設例の會社に適用しますと其の清算所得は、

イ、積立金より成る金額	五〇〇、〇〇〇
解散當時の積立金	三〇〇、〇〇〇
最後の事業年度の留保金	一、〇〇〇
ロ、所得税を課せられざる所得より成る金額	八〇一、〇〇〇
國債所得	四〇、〇五〇
イ、ロ、計	一九九、〇〇〇
(税率) 五分	一、〇〇〇、〇〇〇
ハ、其他の金額	一九、九〇〇
一割	一、〇〇〇、〇〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇

(清算期間中に國債利子千圓を收入したるものと假定す。)

五九、九五〇

右表の通り清算所得金額百萬圓に對する税金は、五萬九千九百五十圓となります。以上は甚だ簡單であります。之を以て法人一般の所得計算方法を一先づ打切り、次に所得申告のことに就て説明します。

第七 法人所得の申告

法人は所得の有無に拘らず、所得申告書をその本店所在地所轄稅務署へ、提出しなければなりません。被合併法人の所得は、合併法人から提出することになります。尙所得申告書には左記書類の添付を要します。

一、事業年度中の所得申告書に添付すべき書類

財産目録

貸借對照表

損益計算書

甲、普通所得金額明細書

乙、超過所得及資本金額明細書

積立金増減説明書

固定資産増減明細書

有價證券に關する説明書

商品損益、製造損益説明書

資産減價償却、評價損益説明書

尙外國法人は内地に於ける資産又は營業に關する明細書を添付せねばならない。

二、清算所得申告書に添付すべき書類

丙、清算所得金額明細書

清算期間中の收支計算書(解散の場合)

殘餘財産内譯明細書(解散の場合)

合併契約書其他合併に關する書類(合併の場合)

合併により繼承したる資産の明細書(合併の場合)

第四章 直接稅一般説明

等であります。

次に右書類の提出期限は左表を御覧下さい。

申告期限表

区分	申告期限	申告すべき所得の種類
平常の場合	毎事業年度決算確定の日より十四日以内	甲 法人の普通所得
		乙 法人の超過所得
他會社を合併したる場合	被合併法人の所得を合併の日より十四日以内	甲 法人の普通所得
		乙 法人の超過所得
		丙 法人の清算所得

解散したる場合	解散の日までの所得を清算着手の日より二十日以内	
	甲 法人の普通所得	乙 法人の超過所得
残余財産確定したる時	甲 法人の普通所得	乙 法人の超過所得
	丙 法人の清算所得	

第八 第二種所得税の控除申請

この外、右の申告と同時に其の事業年度又は清算朝間中に於て納付した、第二種所得税（公社債、銀行預金又は貸付信託等の利子又は利益に對する税金、別項参照）の控除を申請することが出来ます。

税額の控除を受ける爲めには、

- 一、別表期限内に所得の申告と同時に申請しなければなりません。
- 二、其の申請には、第二種の所得の種類別に其の利子又は利益、納付したる税額又は控除を受くべき税額に關する明細書を添付しなければなりません。

尙公債社債に付ては控除を受くべき税額計算の基礎を明にしなければなりません。

第九 第二種所得の税額控除

前項説明の通り、法定期限内に税額控除の申請有りたる場合は、その事業年度又は清算期間中に於て納付したる第二種所得税額を、第一種の所得税額より控除されるのであります。例へば會社が社債の利子七千圓の仕拂を受けますと、支拂者（社債發行者等）より利子金額に對する五分……三百五十圓の第二種所得税が天引されます。此の場合社債の利子に對しては、所得税を課せられたのでありますが、この所得が更に會社の決算面では、總益金に計算せられて、第一種所得税課税の基礎となります。斯くては所得税の二重課税となりますから、會社の申請によつて、第一種所得税額より、先に納めた第二種所得税額を控除するといふことになつてをります。即ち斯様に税額の控除を受けることは、社債利子に對する第二種所得税が課税せられなかつたと同一の結果となる譯であります。

然しながら、納付した第二種所得税は常に其の全部が控除せらるゝのではなく、公債、社債にして事業年度中途に買入れたものゝ如きは、其の所有した期間の利子に對する税額に限り控除せらるゝのであります。

これは公社債の賣買は、普通其の裸値に賣買當日までの利子及負擔を加味した所謂利乗り値段で賣買せらるゝことが多いことゝ、今一つ單純なる利札のみの賣買に依つて負擔の輕減を來さしめない、と言ふ理由に基くのであります。

尙控除せらるべき第二種所得税は、第一種の所得計算上損金に算入しません。これは第二種所得税が、かゝらないものとして、第一種所得税額を計算する必要があるからであります。即ち損金に算入すれば二重引となるからであります。

これを先に掲げた設例の會社に就き説明すると、註三記載の通り、諸税金の内にて社債利子に對する第二種所得税三百五十圓を納付してゐますから（全期間所有したるものとして計算す）若し法定期限内に所得の申告と同時に、税額控除の申請を爲せば左記計算に依つてその納付第二種所得税額は控除されます。

一、法人の普通所得………第二種所得税三百五十圓が總損金より控除せらるゝ結果、

課税せらるべき普通所得は二十九萬八千三百五十圓となり、之が税金一萬四千九百十七圓五十錢となります。

二、法人の超過所得……普通所得額二十九萬八千三百五十圓より、資本金額(1,500,000. × $\frac{298,350}{300,350} = 1,490,011$)の年一割、七萬四千五百圓を引けば超過所得額二十二萬三千八百五十圓となつて、此の税額が二萬五千四百圓となります。

三、普通所得及超過所得に對する税額合計四萬三百七十七圓五十錢の内より、先に納めた第二種所得税額三百五十圓を控除して差引三萬九千九百六十七圓五十錢が徴收せらるることとなり、控除申請せざる税額即ち四萬二百三十圓に比較して二百六十二圓五十錢の軽減となる譯であります。

第十 同 族 會 社

税法上同族會社とは、一口で言へば會社の資本金の半額以上を、親族、使用人等特殊關係のある人々で、持つて居る場合の會社を指します。

従つて不動産、有價證券等の財産保全を目的とする保全會社に限つた譯でありませ

ん。設例の會社の様に營業が有つても、若し親子、親族等で組織した會社であれば、同族會社となる譯であります。

税法は同族會社に對しては課税負擔の權衡上一般法人に比較して特別なる取扱を爲すことになつてゐます。その重なる事項は、

一、所得の認定……同族會社が其の株主又は社員の特種關係を利用して、會社の所得税なり或は其の株主、社員其他特種關係ある人々の個人の所得税連脱の目的と認めらるゝ行爲計算を爲すことあれば、之を否認して税務署長の認むる處に依つて、所得金額を計算されます。

二、税額加算……同族會社が或る一定金額以上の所得を社内に留保したる時は、その留保金に對して一定の方法により算出したる税額を普通所得に對する所得税額に加算することの二點であります。税額の加算は舊所得税法の留保所得に對する累進税率に代はる一つの税率とも解すべきもので、事業を個人で經營するも、同族會社經營に移しても、其の間負擔に輕重なからしむると言ふことも一つの理由であります。

す。

以下加算税額の算出方法に就て簡単に説明致します。

同族會社の留保金額中、左記に該當する金額あるときは、その最も多い金額を標準として加算せられます。

イ、事業年度の普通所得中、その三割以上を社内に留保したときは、その三割超過額。

ロ、事業年度末積立金が資本金額の半額以上になつて居るのに、尙その事業年度の普通所得を社内に留保したときは其の金額。

ハ、ロに該當しないにしても事業年度末積立金と其の事業年度の普通所得中、社内に留保した金額との合計が資本金額の半額以上になる場合は資本金額の二分の一超過額。

即ち右(イ)、(ロ)、(ハ)三つの内最も多額なる金額を基本として、左の計算による平均率を税率として算出したる税額を普通所得に對して加算するのであります。

税率算出方法は、事業年度の普通所得を、其事業年度の月數に應じて換算したる年額の内、先づ最初の五萬圓には一割、次の五萬圓は一割五分、次の四十萬圓は二割、次の五十萬圓は二割五分、それ以上の金額には三割を乗じて得たる合計金額の其の元本(普通所得の年額換算額)に對する平均率を税率とす。

右計算方法を明にする爲め、設例の會社を同族會社として加算税額を算出して見ませう。

計算の便宜上、第二種所得税額を控除せざる分に就て、先づ税率を算出致しますに事業年度六ヶ月間の普通所得は三十萬圓は年額に換算して六十萬圓となります。之を前述階級によつて區分すれば、四階級となり三割を乗ずる階級には達しません。

五萬圓の	一	割	五、〇〇〇圓
五萬圓の	一	割五分	七、五〇〇圓
四十萬圓の	二	割	八〇、〇〇〇圓
十萬圓の	二	割五分	二五、〇〇〇圓

合計六十萬圓平均率 一割九分五厘八毛 一一七、五〇〇圓

右平均一割九分五厘八毛を稅率として、基本金額三十萬圓(後段參照)に乗じた五萬八千七百四十圓が加算稅額となります。即ち普通所得に對する所得稅四萬二百三十圓に、加算稅額五萬八千七百四十圓を加へた、九萬八千九百七十圓が同族會社としての課稅であります。

一寸説明を前後致しましたが、基本金額三十萬圓は次の様にして算出します。

此會社は資本金額百萬圓に對して事業年度末積立金五十萬圓なる故、ハ、に該當の金額は有りません。次にイ、であります。事業年度の普通所得三十萬圓を全部留保して居ますから、普通所得の三割超過額は二十一萬圓となり、ロ、に依れば三十萬圓全額該當することになり、結局、ロ、の金額多額なるに依り此の三十萬圓が基本金額となります。

細い計算のことは、これ位にして次に手續上のことに就て少し説明を加へ度いと考へます。

第十一 決定納期及異議の申立

第一種の所得は、法人の申告に依つて決定するを原則と致しますが、申告をしないもの又は申告を不相當と認むるものは、稅務署の調査によつて決定されます。尙同族會社に對しては、右に該當せずとも所得稅通脫の目的ありと認むるときには、稅務署の認定に依つて決定さるゝことは前に述べた通りであります。

第一種所得稅は、事業年度毎に隨時當該法人から徵收されるのでありますが、他の法人に合併された法人の所得稅に付ては合併法人が、又解散した法人の所得稅に付ては清算人が孰れも納稅の義務を負担します。

稅務署の決定したる所得金額又は加算稅額に對して異議あるときは、通知を受けたる日より二十日以内に證據書類を添えて審査の請求を爲すことも出來ます。

第十二 支拂調書及び計算書

以上を以て第一種所得稅に關する説明を終わりましたが、以下會社に直接關係の深い支拂調書及び計算書等に付一言致します。

御承知の通り、第三種所得税即ち個人所得税は、各其の所得者に對し總ての所得を綜合して課税せらるゝのでありますから、其課税の基本となる株式配當なり給料、賞與等の支拂を爲す會社は、支拂を受ける者の住所又は居所氏名及び各人別支拂金額を記載した内譯書を提出しなければなりません。

この内譯書が即ち税法に謂ふ支拂調書又は計算書であります。

支拂調書及び計算書は、所得課税上重要な書類になりますので、是等の書類を提出しなかつたり、或は不正の記載を爲したる者には千圓以下の罰金に處せらるゝことになつて居ます。罰則の有無は兎も角として會社は一定期限内に是等書類提出の義務がありますから、これに關する注意すべき要點を列挙します。

所得税法上支拂調書及び計算書は 一、俸給、給料其他支拂調書 二、利益(利息)配當支拂調書 三、無記名式株式利益(利息)配當支拂調書 四、信託に關する計算書の四種に分ちます。

一、俸給、給料其他支拂調書

本調書は俸給、給料、歳費、年金、恩給、退隱料、賞與若は賞與の性質を有する給與の支拂を爲す會社が、提出しなければならないのであります。この提出期限は二期に分たれます。即ち、

第一期 提出期限 一月末日限り

記載事項 賞與……前年三月一日より十二月三十一日迄に支拂ひたる分に付き、

其の支拂金額及び支拂金額の確定したる月日。

其他の給與……前年一月一日より引續き支給を受くる者の分に付き、

前年中の支拂金額及び其の金額計算の基礎。

第二期 提出期限 三月十五限り

記載事項 賞與……其の年一月一日より二月末日迄に支拂ひたる分に付き、其の

支拂金額及び支拂金額の確定したる月日。

其他の給與……前年一月一日以後新に支給を受くるに至りたる者又は

其の年一月一日以後に於て支給を受けざるに至りたる者に付、其の年

分の支拂豫算年額及び其の金額計算の基礎。

異動……第一期に提出した其他の給與受給者にして、其の後支給を受けざるに至りたる者又は住所氏名に異動を生じたる者に付ては其異動内容。(異動調書)

二、利益(利息)配當支拂調書

本調書は利益又は建設利息の配當を爲したる會社の提出すべき書類であります。其の提出期限は配當金額の確定したる日より三十日限りとなつて居ます。即ち毎決算期毎に提出を要します。(無記名式株式の分は三に據る)

尙其の記載すべき事項は支拂金額、支拂金額の確定したる月日及び其の支拂を受くる者の拂込金額別株式數、若は出資金額其他支拂金額計算の基礎等であります。

三、無記名株式利益(利息)配當調書

無記名式の株式を有する者に支拂ひたる會社の利益又は建設利息は前年三月一日より其の年二月末日に至る期間の支拂金額、支拂月日及び其の支拂を受けたる者の拂込

金額別株式數其他支拂金額計算の基礎を詳記して、三月十五日限り提出を要します。

四、信託利益に關する計算書

此の計算書は、信託の受託者が提出する書類であります。即ち信託會社か又は非營業受託者の提出すべき書類であります。

一、信託會社の提出すべき書類

信託會社は毎事業年度終了後二十日限り イ、委託者及び受益者の住所氏名 ロ、信託行爲の時及び各事業年度末に於ける信託財産の種類及び現在額並に各事業年度中に於ける信託財産の異動及び信託に關する収入支出 ハ、其他信託行爲の内容に關する事項を詳記して提出せねばなりません。

二、非營業受託者は イ、委託者及び受益者の住所氏名 ロ、信託行爲の時及び二月末日に於ける信託財産の種類及び現在額並に前年三月一日より其の年二月末日に至る期間中に於ける信託財産の異動及び信託に關する収入支出 ハ、其他信託行爲の内容に關する事項を詳記して三月十五日限り提出せねばなりません。

尙前述の支拂調書又は計算書を提出したる者には、其の請求に因つて左記割合による金額が交付せられます。即ち

支拂調書に付ては記載事項一件一人毎に 五厘宛
信託に關する計算書に付ては一信託毎に 三錢宛

第二節 第二種所得税

第一 課税せらるゝ所得と人

第二種の所得とは、簡単に云へば

甲 公債、社債若は銀行預金の利子又は貸付信託の利益。

乙 内地に住居所なき者が、内國法人の配當又は賞與。

を内地にて支拂を受けたる場合其の利子、利益若は配當又は賞與が即ち第一種の所得であります。

第二種の所得に甲、乙二種の區別があります。

甲の所得

甲の所得は左の四種の財産に付利子又は利益の支拂を受くる者が、法人であると個人であるかを問はず又内地に住居所の有ると否とに拘らず、其の受取人に對して課税されます。

一、公債 公債と言へば廣く國債、地方債の總稱であります。國債には所得税はかかりません。外國の國債、地方債で内地で利子の支拂はるゝものも含み課税せられます。

二、社債 銀行會社の證券を發行して借入れた債務でありますから、勸業債券、興業債券も社債であります。産業債券は社債として取扱はれます。

例外として貯蓄債券と復興貯蓄債券は零細なる資金保護等の意味にて課税外になります。

三、銀行預金 單に銀行預金と規定して有りますから、理論上は一切の銀行預金を含む譯であります。たゞ當座預金中「小切手を以つて引出すもので其の利率日歩一

錢を超へざるもの」に對しては當分の間所得税はかかりません。尙銀行貯蓄預金は課税されないことになつて居ります。

四、貸付信託 貸付信託とは信託會社が當初信託引受の際受入るゝ信託財産が金錢であつて、信託終了に當り元本たる信託財産を受益せしむるに、金錢を以て給付すべき信託の内其の運用方法を貸付又は預入に限定したる信託財産であります。

信託會社の用語で云へば「指定の金錢信託」の多くは貸付信託に該當します。(指定の金錢信託でも運用方法の指定が貸付預入外に渉るものは、貸付信託とはなりません。)

乙の所得

乙の所得は内地に住居所のない者が、内國法人より配當又は賞與を受けたとき其の所得に課税せられます。

一、配當 會社の利益配當、未開業會社の利息配當、保險相互會社の剩餘金配當は孰れも課税せられます。

二、賞與 利益(又は剩餘金)の處分により支給せらるゝ賞與、其他名稱の如何に拘らず賞與の性質を有する給與に課税せられます。

第二 課税せられない人

如何なる人が課税せらるべきかは已に御諒解のことゝ信じますが、其の中左に列記した者は、所得税法其の他の法令により、第二種の所得あるも課税されません。

一、所得税法に依るもの

イ、北海道府縣市町村、市町村組合、市町村内の區及部、北海道地方費、市町村學校組合、町村學校組合、學區、水利組合、水利組合聯合、耕地整理組合、耕地整理組合聯合會、北海道士功組合、重要物産同業組合、重要物産同業組合聯合會、森林組合酒造組合、酒造組合聯合會、水産組合、水産組合聯合會、外國領海水産組合、外國領海水産組合聯合會、蓄産組合、蓄産組合聯合會、農會、商工會議所其他此等の公共團體に準すべきもの及朝鮮、臺灣、關東州又は樺太の公共團體にして、各其の地の法令により所得税を課せざるものと指定せられたるもの。

ロ、神社、寺院、祠宇、佛堂。

ハ、民法第三十四條に依り設立したる法人。

二、特別の法令に依る者

イ、産業組合、産業組合聯合會、産業組合中央會、漁業組合、漁業組合聯合會、農業倉庫業者、住宅組合、産業組合中央倉庫、輸出組合、重要輸出品工業組合。

ロ、左記の者の第二種乙の所得に對し課税せず。(住所地の法令により別に課税せらる。)

朝鮮、臺灣、關東州又は樺太に本店又は主たる事務所を有する法人

臺灣、樺太に住所又は一年以上居所を有する個人

第三 税率と納税手續

第二種所得に對する税率は、

甲の所得	公債	百分の四
其他		百分の五

乙の所得

百分の七・五

であります。尙第二種所得税は金額に制限がありませんから、所得金額の多少に拘らず課税せられます。税額の計算は、公債、社債の利子は利札一枚毎に、其他に就ては一件毎に右税率を乗じ、計算上出た厘位以下は切捨てます。しかし一枚又は一件に對する算出税額が一錢未満であれば切上げて一錢として計算されます。

尙税額計算先に第一種所得税に付税額控除の項にて述べたと同様の理由によつて、信託會社が其の引受けたる貸付信託に屬する信託財産を、銀行預金に運用した場合、其の預金利子に對して課税せられた第二種所得税額は、信託會社より仕拂はるゝ貸付信託の利益に對する第二種所得税額より控除せらるゝのであります。此の場合信託會社が納めた銀行預金利子所得税が、貸付信託の利益に對する第二種所得税計算上その利益に加算せらるゝの道理は第一種所得税の説明及計算實例に徴して明かでありませう。

次に納税手續でありますが、これは頗る簡單でありまして、これ等利子、利益若は

配當又は賞與金額支拂の際、支拂者（銀行、信託會社又は配當、賞與の支拂を爲す會社）が税金を徴收致します。即ち支拂者が其支拂ふべき金額より、その税額を天引致します。例へば一萬圓の銀行定期預金六ヶ月間の利子、三百圓の支拂を要求する人があれば、銀行は第二種所得税として三百圓の五分……十五圓を天引します。

尙別に資本利子税がかかりますから、此の外資本利子税として三百圓（第二種所得税を控除した残額の二百八十五圓ではありません）の二分……六圓とを控除して、差引二百七十九圓の現金支拂を爲す譯であります。

斯様にして徴收せられた税金は、一ヶ月分を取纏めて翌月の十日迄に日本銀行の本店支店又は代理店に拂込まれます。

銀行や信託會社が右の様子に税額を計算して支拂金額より控除し、國庫に納付することとは、國家の徵稅事務の一部が委任せられて居ることになりますので、誠に重大な仕事であります。でありますから、これ等の支拂者が徴收すべき税金を徴收しなかつたり、又は徴收したる税金を國庫に納付しなかつたときには、一般國稅徵收の例に依つ

て強制徴收せられます。

第三節 第三種所得税

第一 誰に課税せらるゝか

第三種所得税は、一體どんな人が納税せなければならぬかと云へば、所得税法の行はれない朝鮮、樺太等の殖民地及び小笠原、伊豆七島を除いた日本内地に、住所があるか又は一年以上居所のある個人で、一ヶ年千二百圓以上の所得がある人は、或る特殊の方を除き誰れでも納めなければなりません。

所得高千二百圓と云ふのは一人の所得に限らず、一緒に暮らしてゐる家族全部の所得を合せて千二百圓以上あれば納税の義務があります。内地に住所又は一年以上居所なくとも、内地に資産を持つてゐるか或は營業をしてゐる人は、其の所得に付てのみ納税しなければなりません。

茲に所得と申しますのは、普通に云ふ所の「純收入」とか「純益」とか生計を立て

た餘りで、株券でも買ふかと云ふ純益の意味でなく、經常的の收入から其の收入を得るために直接必要なる経費を控除したもので、例へば商人の仕入代金と店の入費を、賣上金から控除したものを所得と見るやうに、其他各種の所得に付いても、所得税法の規定に基き計算した總額を所得金とふのであります。

第二 所得の計算方

所得の計算はどうするかと云ふことは、所得税法の第十四條に定められてあつて、原則として、一定期間の実績により所得を計算することになつて居りますが、前年の中途又は本年新に就職或は開業した人、若くは貸家、貸地其の他の資産を買ふか又は賣却する等、所得基本に異動あるものに付いては、其の年の豫算によるのであります。其の他各種所得の計算方に付いて説明すれば、

第三 非營業貸金利子

營業に非らざる貸金の利子、並に第二種所得に屬せざる公債、社債、預金の利子。金貸を營業としない人の貸金利子や第二種所得に屬せない公債、社債及預金の利子

は前年中の収入金額を其儘、所得金額とするのであります。

第二種所得に屬せない公債、社債及預金の利子とは、税法施行地外に於て支拂を受ける公債、社債及預金利子或は内地の銀行預金以外の預金を指すので、例へば會社の使用人が其會社に金を預けて受取るところの利子等を云ふのであります。

第四 山林の所得

山林の所得は、前年一月から十二月迄の収入金額より、其の收入を得るに必要な経費を控除した金額を所得とするのであります。

山林の所得は立竹木の伐採による所得のみを指すのでなく、土地と共に賣却したる場合も其の立竹木の所得のみを見積り計算するのでありまして、其の他山林から生ずる松茸、筍、木の實の収入も矢張り山林所得であります。

立林木の賣却代金を數年に跨り受取る契約があれば、其の各年毎に収入する金額により課税されるのであります。

得所を得るに必要な経費と申しますのは、苗木植付の當時から伐採又は讓渡す迄

に要したる全部の経費を指すので、其の立竹木が他人より買入れたる場合には、其の買入に要したる代金を控除するのは勿論であります。

第五 賞 與 金

賞與金又は賞與の性質を有する給與金は、前年の三月一日から其年二月末日迄の収入金額から、所得総額一萬二千圓以下の人に付いては一割又は二割を控除して所得を定めるのでありますが、控除の方法は後に説明することゝいたします。

前年三月一日から其年二月末日迄の収入金額と云ふのは、現實に受取つたものゝ意味ではなく、収入することの確定したものを指すので、例へば二月の株主總會で賞與を貰ふことに決まつたが、現金を受取つたのは三月であると云ふやうな場合でも、二月末日迄の収入金額として計算するのであります。

賞與の性質である給與と申しますのは、確定して請求す権利はなくとも、慣例其の他從來の實績等に依りまして、常に支給せられてあるものを指すので、退職慰勞金のやうに純然たる一時的のものは課税せないことになつて居ります。

第六 配 當 金

會社から受けとる利益 利息の配當金或はは剩餘金の分配は、前年三月一日より其の年二月末日迄の収入金額から十分の四を控除したるものを以て所得とするのであります。

収入金額の意味は、賞與金の項で説明いたしました通り、現實の収入を指すのでなく配當を受くることに決定したものを収入金といたします。然しながら無記名株式の配當金については、同期間中に現に支拂を受けた金額により計算することになつてゐます。

剩餘金の分配と云ふのは、相互保險會社の基金等の醸出者に對する剩餘金の配當を指すので、利息の配當とは會社が開業前に支拂ふところの所謂建設利息のことでありまして、此等は何れも利益の配當と同様に課税されるのであります。

次に普通の配當と多少趣きが變つて居りますが、配當金と見做して課税せらるゝのは、會社が株式の償却をしたとき又は退社にり持分の拂戻として支拂を受ける金額が

拂込済金額又は出資金額を超過するときは、其の超過額を會社から受ける利益の配當と看做し、又會社が増資をなすときに積立金を以て、増資の拂込に充當することがありますが、かやうな場合の株式又は出資の拂込に相當する金額は、利益の配當として共に課税さるゝのであります。

以上説明しました非營業の貸金利子、山林所得、賞與金、配當金等の所得は全く實績によつて課税せらるゝので、假令本年會社をやめたり又は株券を賣却して、其の收入がなくなるとも前記期間内の實収入により所得を計算せねばなりません。尙賞與金を除いた他の所得に付いては、實際に収入したものが死亡した場合でも、其の相続人の所得と看做して課税することになつてゐます。

第七 俸給、給料、其他給與

俸給、給料、歳費、年金、恩給、退職料及此等の性質を有する給與は、前年中の收入金額を其儘所得とするので、若し前年一月一日より決定當時迄引續いて支給を受けない人の所得は、其の年の豫算によるのであります。

引續いて支給を受けない場合を舉げて豫算の仕方を説明しますと、

イ、前年中退職したものは所得を計算しない。

ロ、前年中途に就職し現に引續いてゐるものは、本年一月より十二月迄の分を豫算により計算する。

ハ、本年所得決定前に退職したものは、本年一月より退職迄の所得を計算する。

ニ、本年新に就職したものは、就職の時より十二月迄の分を豫算する。

かやうにして所得を豫算するのは、何時の現況によるかと云へば、申告、調査、決定、當時の各現況によつて豫算すればよろしいのであります。例へば納税者は申告せらるゝ時の現況により豫算し、税務署は調査決定當時の現況により豫算するのであります。

茲に注意すべきは之等の諸給與は、賞與金と同じく所得總額一萬二千圓以下のものに限り一割又は二割を控除することの規定があります。

手當、宅料、交際費等名稱の如何に拘らず豫め支給額の定まつてあるものは、俸給、

給料の性質を有するものであり、支給額の定めてないものは、賞與の性質を持つて居る給與として計算いたします。

第八 其他の所得

其の他の所得に屬する種類は頗る廣汎であるが、其の主なるものは、大體次のものであります。

- ▽各種商工業の所得
- ▽貸家の所得
- ▽山林以外の土地所得
- ▽鑛業の所得
- ▽牧畜、養蠶、漁業等牧養採取業の所得
- ▽文士、醫師、辯護士、代書人、俳優、其他庶業の所得
- ▽勞力の所得
- ▽劇場、寄席、湯屋、理髮、遊戯場業、三等郵便局、其他の所得

これ等の所得は前年中の總収入金額から、収入を得るに直接必要な経費を控除した金額を所得とするのですが、前年一月一日から決定當時迄で引續いて持つてゐない資産、營業又は職業の所得については、其の年の豫算により所得を計算するのであります。

豫算により所得を計算する時期や、その豫算方については、第五、俸給、給料其他の給與の項に於て述べたのと同様であります。

但し相續した資産又は營業については、相續人が引續いて所有して居つたものと看做し、前年の実績により所得を計算することになつて居ります。

必要経費 所得を得るに必要な経費として、控除せられるものは、直接必要のものに限るのであります。家事上の費用は勿論、これと關聯するものについては控除しないのであります。必要の経費と認めらるゝ大體の目安は次に掲げるもので、此の外の種類に於ける、必要経費についても之れに依つて類推できることと思ひます。

一、資産又は營業所得に共通のもの

- イ、所得の基因である資産の買入若しくは營業の資本に要した負債の利子。
- ロ、場所、物件の修繕費又は借入料。
- ハ、同資産に附した保険料又は公課。
- ニ、雇人の給料又は食費
- 二、山畑所得に特に必要なもの
 - イ、種子肥料の購買費
 - ロ、家畜其他の飼養料
 - ハ、其他の雜費
- 三、營業所得に特に必要なもの
 - イ、仕入品の原價又は原料品の代價
 - ロ、業務にかゝる公課
 - ハ、其他の雜費

第九 損失の場合の計算法

第六「其他の所得」に定められた所得の計算について損失となつたときは、第五「俸給、給料其他の給與」の所得から差引いて所得を計算いたします。

第十 信託財産の所得

信託財産から生ずる所得は、其の所得を受取るべき人が其の財産を所有してゐるものと看做し、其人の所得に計算するので、これが計算法は信託財産の種類により、前に説明いたしました方法に基き、計算するのであります。

但し金銭信託にして信託財産の運用方法を、貸付又は預入に指定した所謂貸付信託に付いては、第二種所得税として課税せられてあるので、第三種所得として算入を要せないのであります。

第十一 特別控除金

以上述べた方法によつて計算した所得金額から三つの特別控除金があります。

- 一、勤勞所得の控除
- 二、扶養家族の控除

第四章 直接税一般説明

三、生命保険料の控除

これ等の控除金を引いた残りが、課税を受ける所得金額であります。然しながら此の控除金は誰も彼れも無條件で、控除されるのではなく「勤勞所得の控除」については、總所得金額一萬二千圓以下の人に限り、其他「扶養家族の控除」及「生命保険料の控除」に就ては三月十五日迄に、所得金高の申告と同時に控除の申請をしなければ控除の特典がないのであります。

第十二 勤勞所得の控除

勤勞所得とは、所得計算方第三及第五に説明いたしました。賞與金、俸給、給料、歳費、年金、恩給、退隱料及此等の性質である給與のことを云ふので、所得總額（合算家族共）が一萬二千圓以下であれば、其所得中の勤勞所得から次の金額を控除し其の残りが課税を受くる所得となるのであります。

- 一、所得總額六千圓以下であるときは、勤勞所得の……………二割
- 二、所得總額六千一圓以上一萬二千圓以下の人で、

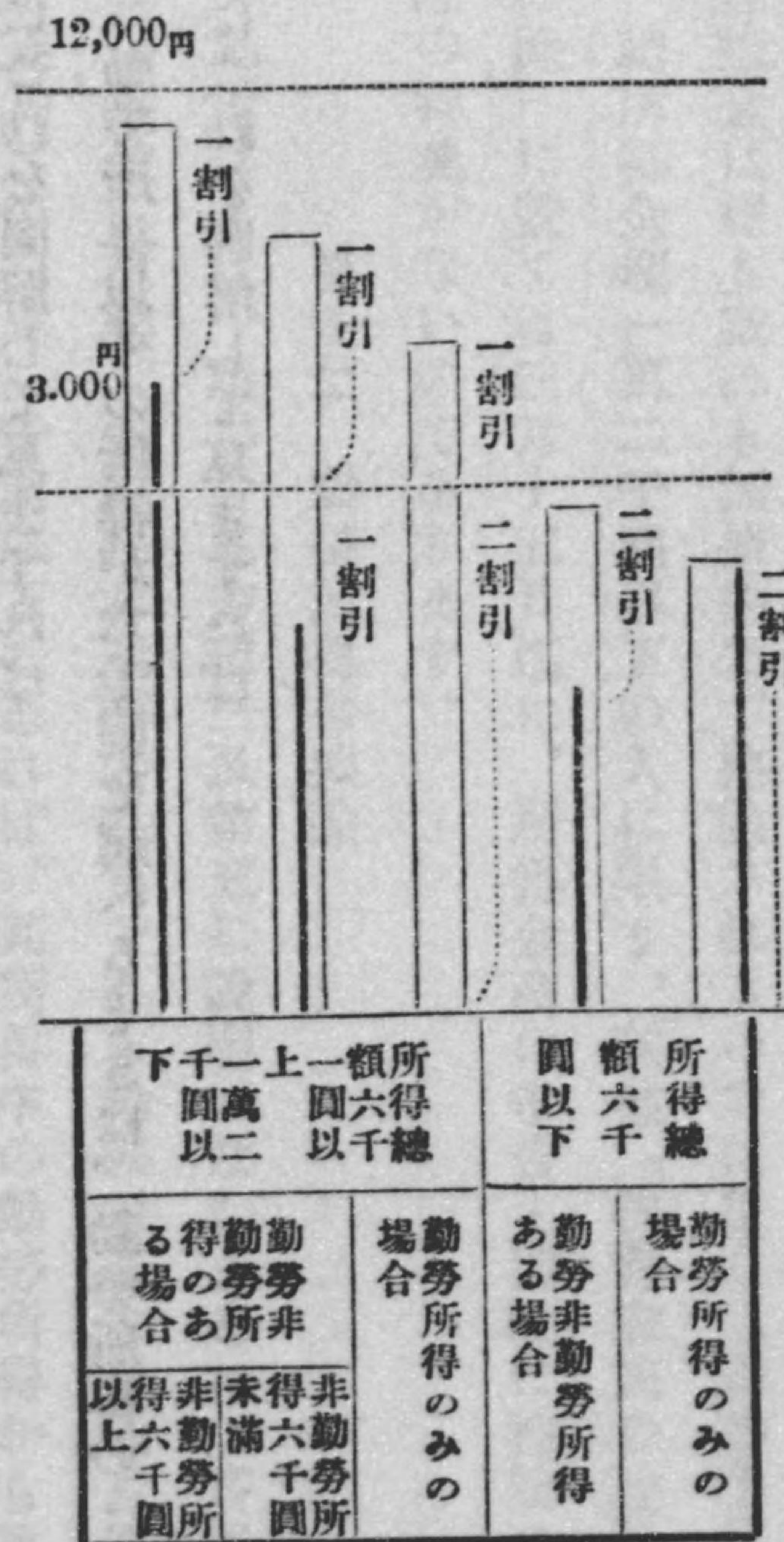
A 勤勞所得以外の所得が六千圓以下であるときは

イ、勤勞所得以外の所得と合せて六千圓に達する迄の勤勞所得の……………二割

ロ、勤勞所得以外の所得と合せて六千圓を超へる部分の勤勞所得の……………一割
更にこれを圖解して見ますれば

B 勤勞所得以外の所得が六千圓を超へるときは、勤勞所得の……………一割
更にこれを圖解して見ますれば

勤勞所得 非勤勞所得



勤勞所得の控除について、所得者一人の場合は問題ありませんが家族を合算して決定せられた場合に二人以上に亘り勤勞所得があるときは、此の控除額を各人の勤勞所得に割當て、控除するのであります。

第十三 扶養家族の控除

扶養家族の控除は、合算して課税を受けなければならぬ、一家族の所得を合計して三千圓以下である人は、其の年三月一日に同居してゐる戸主及家族中に、

- ◇年齢 十八歳未満の幼者
- ◇年齢 六十歳以上の老人
- ◇不具廢疾者

のあるときは、一人につき百圓宛の控除を受けることができます。

控除を受くるには、三月十五日迄に必ず所得金額の申告と同時に控除の申請をせねば控除の特典がありません。

控除の申請は、誰の所得から何程控除されたいと云ふことを、申請書に明示することを要します。若し其の申請書に誤りがあるか又は不明のときは、税務署長が適當に控除額を定めるのであります。

不具廢疾者とは、心神喪失の状況にある者、聾者、啞者、盲者及重大なる傷痕を受

け又は不治の疾病に罹り常に介護を要する人を指すのであります。
 これ等老幼不具者として控除を受け得る人は、所得納税者自身であると否とは問は
 ないのでありますが、戸籍が同じで且つ同居する人でなければなりません。
 年齢が「満十八歳未満であるか、満六十歳以上であるか」又は「不具癱疾者である
 か」同居するかどうかは、三月一日の現在により決めるのであります。

幼老者控除年齢早見表

年 別	「十八歳未満」として控除される者	「六十歳以上」として控除される者
大正十五年	明治四十一年四月三日以後出生の者	慶應二年四月二日以前出生の者
昭和 二年	同 四十二年三月三日 同	同 三年三月二日同
同 三年	同 四十三年 同	明治元年同
同 四年	同 四十四年 同	同 二年同
同 五年	同 四十五年 同	同 三年同

同 六年	大正二年 同	同 四年同
同 七年	同 三年 同	同 五年同
同 八年	同 四年 同	同 六年同
同 九年	同 五年 同	同 七年同
同 十年	同 六年 同	同 八年同

第十四 生命保険料の控除

所得納税者が、自己又は家族或はこれ等の相続人を保険金の受取人として生命保険
 の契約をした場合には、前年中に拂込んだ保険料金額を、契約した人の所得金額の中
 から、申請によつて控除されるのであります。

但し保険契約者一人につき最高二百圓を限つて、自己の所得金額から控除さるゝの
 で、それ以上拂込んでゐる方でも、二百圓だけしか控除されないものであります。

生命保険料の控除は「勤勞所得の控除」や「扶養家族の控除」の如く所得金額には
 何等の制限はないので何萬圓の所得者でも二百圓までは控除されるのであります。

保険料の控除を受けるには、毎年三月十五日までに所得金額の申告と共に、保険會社の名稱、保険の種類、保険金額、保険金受取人の住所氏名、保険契約者との續柄、前年中に拂込んだ保険料金額等を詳記した控除の申請を出さなければなりません。控除の申請をしても、所得金額の申告をしなかつたら控除されません。

以上の特別控除金を差引いた結果一家族の所得金高の合計が、千二百圓に達せないときは納税の義務がありません。

第十五 非課税所得

個人に屬する所得の中次に掲ぐものは、其の所得の性質又は産業獎勵其他の政策上課税せないものと、納税者の申請によつて所得税を免除するものとあります。

◇所得税法其他の規定により課税せないもの

一、軍人從軍中の俸給及手當

從軍中とは、陸軍及海軍の戰時給與規則により増給を受くることとを指すのです。

二、扶助料及傷痍疾病者の恩給又は退隱料

イ、扶助料とは、官吏の遺族又は軍人の寡婦孤兒が政府から貰ふところのものであります。

ロ、傷痍疾病者の恩給又は退隱料とは、公務のための傷痍疾病者が政府より貰ふもので其の原因が傷痍疾病によるものに限るのであります。

市町村や會社でも條例其他の他の規則により支給し、其趣旨が政府から貰ふものと同じものは、之に含まれるのであります。

三、族費學資金及法定扶養料

イ、學資金とは、學生が自分の勉學の資金として其の父兄其他から貰ふところの收入であるが、貰ふ學生に課税しないのであります。

ロ、法定扶養料とは、法律により養はねばならぬものが支拂ふもので、例へば家族が戸主より受くる生計の費用等を指すのであります。

四、郵便貯金、産業組合貯金、銀行貯蓄預金の利子

イ、産業組合貯金とは、信用組合に預けてをる組合員の貯金を謂ふのであります。
 ロ、銀行貯蓄預金とは、貯蓄銀行（複利の方法に預けたもの等）貯蓄銀行法第一條に定めてある預金を指すのであります。

五、營利の事業に屬せざる一時の所得

營利の事業に屬せない一時の所得とは、會社の解散について貰つた解散手當とか相續によつて譲り受けた財産であるとか、利益のあることを豫期せず、又は將來繰返すことの出来ない性質を持つた一時的の所得を指すのであります。

六、日本に國籍を有せざる者の税法施行地外に於ける資産營業又は職業より生ずる所得、外國人であつても、内地に住所があるか又は一年以上居住してゐる場合は臺灣、樺太にある資産、營業又は職業から生ずる所得には、所得税を納めなければなりません。

七、軍事救護法による給與

イ、陸海軍の下士卒で公務のため傷を受け又は病に罹り兵役を免せられた人、若

くは應召其他の故障にて生活することの出来ない家族が貰ふものであります。

◇納税者の申請により一定の期間免除するもの

一、勅令で指定された重要物産の製造業より生ずる所得

重要物産のことは關係が少ないので詳しい説明を略しますが、其種類は所得税法施行規則第十三條を参照せられたいのであります。

免税の期間は、開業の年及び其の翌年から三年間と云ふことになつてゐます。

二、殖民地に於て所得税を免除すを當該地の製造業より生ずる所得

殖民地に於て其の土地の法令によつて免除することになつてゐるものは、内地の納税者についても免除することになつてをります。

三、一定の能力を有する設備を以て營む製鐵事業から生ずる所得

製鐵業のことも、關係のある方は少いので説明を略しますが、製造の設備とか、製鐵の種類に制限があり、免除を受くる期間は開業又は設備の翌年より十年間免除することゝなつてゐます。

以上述べました所得の免除を受くるには、三月十五日までに所得の申告と同時に免除の申請をしなければなりません。

第十六 税金の計算

税金の計算は、山林所得と、山林以外の所得と其計算方が變つてゐます。

山林以外の所得に對する税額の計算 所得税金の割合(税率)は、所得金額の多くなるに従つて高まつて行くのであります。即ち所得金額を、千二百圓以下の部分と、千二百圓を超へ四百萬圓を超ゆる金額まで、其税率は、最低「百分の八」より「百分の三十六」まで、二十階級に區分されてゐます。

計算方法は、各階級を超過した部分にのみに、順次高い率を適用して算出したものを、加算する仕組になつて居ります。

例へば所得金額四千三百五十圓に何程の税金を納めなければならぬかを計算して見ると、税額百三十八圓十錢となります。

計算の例

階級	所得金額	税率	税額
千二百圓以下の金額	一、二〇〇圓に對しては	百分の〇、八九、六〇	
千二百圓を超へ千五百圓以下の金額	三〇〇圓に對しては	百分の二	六、〇〇
千五百圓を超へ二千圓以下の金額	五〇〇圓に對しては	百分の三	一五、〇〇
二千圓を超へ三千圓以下の金額	一、〇〇〇圓に對しては	百分の四	四〇、〇〇
三千圓を超へ五千圓以下の金額	一、三五〇圓に對しては	百分の五	六七、〇〇
計	四、三五〇圓		一三八、一〇

第三種所得税率表

所得千二百圓以下の金額	百分の〇、八	所得三萬圓を超ゆる金額	百分の十五
同千二百圓を超ゆる金額	百分の二	同 五萬圓を超ゆる金額	百分の十七
同千五百圓を超ゆる金額	百分の三	同 七萬圓を超ゆる金額	百分の十九
同 二千圓を超ゆる金額	百分の四	同 十萬圓を超ゆる金額	百分の二十一
同 三千圓を超ゆる金額	百分の五	同二十萬圓を超ゆる金額	百分の二十三

同 五千圓を超える金額 百分の六、五
 同 七千圓を超える金額 百分の八
 同 一萬圓を超える金額 百分の九、五
 同 一萬五千圓を超える金額 百分の一
 同 二萬圓を超える金額 百分の一三
 同 五十萬圓を超える金額
 同 百萬圓を超える金額
 同 二百萬圓を超える金額
 同 三百萬圓を超える金額
 同 四百萬圓を超える金額
 百分の二五
 百分の二七
 百分の三〇
 百分の三三
 百分の三六

第三種所得稅額速算表

算出方法			
<small>本當該稅額ヲ算出セムトスル所得金額ヨリ當該表ノ「乘率」ヲ乘シタル金額ヨリ該欄ノ「控除額」ヲ控除シタルモノカ稅額ナリ</small>			
所得金額	乘率	控除額	
自 圓 至 圓	所得金額 百分ノ	圓	
1,200	0.8	0.	
1,201	2	14.40	
1,501	3	29.40	
2,001	4	49.40	
3,001	5	79.40	
5,001	6.5	154.40	
7,001	8	259.40	
10,001	9.5	409.40	
15,001	11	634.40	
20,001	13	1,034.40	
30,001	15	1,634.40	
50,001	17	2,634.40	
70,001	19	4,034.40	
100,001	21	6,034.40	
200,001	23	10,034.40	
500,000	25	20,034.40	
1,000,001	27	40,034.40	
2,000,001	30	100,034.40	
3,000,001	33	190,034.40	
4,000,000	36	310,034.40	

前に掲げた速算表を用ひ、簡便に税金を計算する方法を説明いたします。
 前の例により、所得金額四千三百五十圓に何程の税金がかかるかと云ふと、この表

の三千一圓より五千圓迄の乗率、百分の五を其の所得金額に乘じ、控除額七十九圓四十錢を差引いた残り、百三十八圓十錢が税金となり、前述の計算と何等變りません。尙式を以て示せば次の如くなります。

$$3,350\text{圓} \times 105 - 79\text{圓}40 = 138\text{圓}10\text{錢}$$

山林所得のない場合は、かやうに計算した税額を四期に分けて納めることになるのであります。

山林所得に對する税額の計算 山林の所得は山林以外の所得と區分して、其の所得を五分した金額に、前述の税率を適用した金額を五倍したものが、其の税額となるのであります。

例へば山林所得二萬圓に付いて、何程の税金となるかを計算すると、次のやうに六百三圓となります。山林以外の所得二萬圓であると、千五百六十五圓六十錢かゝりますから二萬圓程度で、約四分の一にしか當らないのであります。

山林所得の税額計算例

$$20,000\text{圓} \div 5 = 4,000\text{圓} \quad \text{山林所得は五分して税率を適用する。}$$

$$4,000\text{圓} \times 0.5 - 79\text{圓}40 = 120,60\text{圓} \quad \text{五分したものに速算表に依る税率を適用し}$$

算出したる金額

$$120,60\text{圓} \times 5 = 603,00\text{圓} \quad \text{同上金額の五倍即ち税額である。}$$

同一人にして、山林所得と山林以外の所得とある場合は、前述の通り各別に計算した。税額を合計するのであります。これを四期に分納することになります。

同居家族のある場合 同居家族の所得金額は、合算したものについて税率を適用して税金を算出するので、此合算したもの、税金は、各合算された人の所得に按分して計算されます。

第十七 税金は何時納めるか

所得税は、年額を次の四期に分けて納めるのであります。

第一期分 其の年七月一日から三十一日限

第二期分 其の年十月一日から三十一日限

第三期分 翌年一月一日から三十一日限

第四期分 翌年三月一日から三十一日限

税金の徴収は各市町村又は大都市の郵便局も取扱ふことになつてゐて、納税の切符は、市又は區役所町、村役場から發せられ、税金の取纏め又は整理の都合により前記の期限より一週間内外繰上げて指定せられてをりますから御承知を願ひます。

後に説明しますが、所得金額の決定について異議があり、審査の請求をなした場合でも、税金の徴収は待たないことになつてゐます。然し所得の減損更訂の請求をした場合に、徴収を待たなければならぬ必要があるときは、本人の申請によつて徴収を猶豫することがあります。(徴収猶豫願の書式はありません、口頭で申出てもよろしい)

第十八 所得の申告と控除の申請

前に述べましたやうに、一家族の所得を合せて千二百圓以上所得のある人は、誰れでも第三種所得税を納めなければなりません。

そこで納税義務のある人は、毎年三月十五日迄に、所得の種類、所得の生ずる場所

及び金額を詳しく書いて申告せねばなりません。

特に「家族の扶養控除」や「生命保険料の控除」を受けたい人又は重要物産の製造業より生ずる所得等の免除を受けたい方は、必ずこの所得の申告と同時に控除の申請又は免除の申請をせねば控除を受くことが出来ないのであります。

但し三月十六日以後所得の決定前に納税義務の生じた人は、所得金額の決定前所得の申告と同時に控除の申請をすることが出来ます。

三月十六日以前より納税義務のある人で、期限を後れて申告せられた場合には、所得税の免除とか、扶養家族の控除又は生命保険料の控除等の特典を受けることが出来ないのみならず、所得調査委員を選挙することも、選挙せらるゝ資格もないのであります。

それで控除の結果千二百圓未滿となり納税義務のなくなる人でも、所得の申告と控除の申請をしておかなければ結局納税せなければならぬこととなります。

所得の申告と控除申請の用紙は、税務署から送付のない場合は各税務署なり税務相

談所に申出になれば貰ふことが出来ます。

第十九 納 税 地

納税地とは、税金を納付するの場所であるばかりでなく、所得税について一切のこ
とを處理する所で、例へば所得の申告、審査の請求、誤謬訂正の願出等總て其の納税
地に於てするのであります。

所得税法では各人の納税地を、

◇住所(生活の中心地)のある人

其住所地

◇住所のない人は

其居所地

◇住所も居所もない人は政府の指定した場所と云ふことに定めてあります。

住所も居所もある人は原則として、住所地を納税地と致しますが、本人の申告によ
つて居所地を納税地とすることができます。

例へば大阪などによくあることですが、東區に店があつて營業をしてゐるが、住所
は住吉區であると云ふやうな場合は黙つて居れば住吉區が納税地となり、若し本人か

ら特に申告したならば、東區を納税地とすることができます。

第二十 納税地に關する申告

住所と居所とあり居所地で納税したい場合には次のやうな申告書を所得の申告と共
に毎年三月十五日に限り、居所地を管轄する稅務署に申告せなければなりません。

所得稅納税地申告書

住所地	縣府
居所地	同 市郡
	同 村町
	同 地

何

家族

某 某

昭和

年分所得稅は居所地に於て決定相成度申告候也

年 月 日

右 何

某印

何 税 務 署 長 殿

住居所の移轉等によりまして、既に定まつてゐる納税地を変更する必要があるときは、新納税地の所轄税務署へ次のやうな申告を出さねばなりません。又同一税務署の管轄内に於て轉居したときも同様に申告するのであります。

納税地變更申告書

舊納税地	府 縣	郡 市	町 村	地 番
新納税地	同	同	同	同

右之通り納税地變更に付及申告候也

年 月 日

何 某

家族 某

何 税 務 署 長 殿

其他納税地に關し申告せなければならぬ事項を擧げますと、

一、納税者が住所又は居所を税法施行地外(内地の外)へ移すとき(舊納税地税務署へ)

二、内地に住所又は居所のないものが、内地に資産又は營業のあるとき(納税する税務署へ)

三、納税義務者が納税地の税務署管轄外に於て生ずる所得のあるとき(所得のある他の税務署へ)

第二十一 納税管理人

納税義務者が納税地に居らないときは、其の所得の申告、納税、其他所得税に關する一切のことを處理するため納税管理人を定め、其の住所氏名を納税地の税務署に申告せねばなりません。内地外に住所又は居所を移さんとするときも同様であります。

第二十二 所得金額に不服がある場合の手續

所得税は毎年三月十五日限り皆様からだされる所得の申告や控除の申請がありますと、税務署に於てはそれ〴〵調査を遂げまして、更に所得調査委員會の調査にかけ、

各人の所得金額を決定した上、各納税者に通知せられます。

この決定にも数多い中ですから間違つた決定もありませうし、又納税者に於て不服の場合もありましょう。

この場合どのやうな手續をしたら、よいか次に説明をいたします。

間違が明瞭なとき 同名異人の所得が算入されてゐるとか、誰れがみても明瞭な誤りがある場合は申出があれば税務署では簡単に訂正致しますから、其の間違を詳しく申出られたいのであります。

意見が相違するとき 税務署の計算に誤りはないが、其の所得金額の見方に不服があるとか、法令の解釋が違ふと云ふやうに、税務署と納税者と意見が異なる場合にはどうしても審査の請求をせねばなりません。

審査の請求は、所得の決定通知を受け取つた日（通知書の日附や通知を出した日ではありません）から二十日以内に、税務監督局長に宛て決定をした税務署を経由して提出するのであります。

審査請求のあつた場合には税務監督局長は、所得調査委員中から更に互選した所得審査委員の審査に附して決定するので、毎年一回其の委員會を開くのですから、すぐ決定するものではありません。従つて其の間税金は一應納めておいて、審査會が終つてから過納になつてゐるものは還付するのであります。

税務監督局長の審査決定について、まだ不服があるときは更に大藏大臣に訴願するか又は行政裁判所に出訴することが出来ます。

審査請求について、書式は別にありませんが、大體次のやうに書けばよろしいので

昭和 年第三種所得並に營業純益決定審査請求書

一、請求人住所氏名

一、所得決定額

一、申立額

一、審査請求の理由及計算の基礎別紙損益計算書通り又は別紙の通り（不服の

事由はなるべく詳しく記載し、計算の根基を明記すること、證憑となる書類があればなるべく之れを添へて出すこと

右の通り審査請求候條御再査の上申出額の通り更正相成度候

年 月 日

右何

某印

稅務監督局長殿

第二十三 所得減損更訂

第三種所得稅は、總て一定の期間内に於ける實績により課稅を受くることになつて居りますが、非營業貸金、山林の所得、賞與金、會社配當金を除いた其他の所得、即ち所得稅法第十四條第一項第五號及六號の所得であつて、當初の決定には間違もなく又不服でもなかつたが、其の年の實際は決定と非常に差があると云ふ場合、例へば所得の決定を受けた後、會社を退社したとか、火災に遇つて商賣を休んだとか、水害のため田畑の收穫が皆無になつたとか云ふやうに初めの決定に對して二分の一以上減つ

た場合は、翌年一月末日迄にその事を申請すると、調査の上實際の所得に直して貰ふことになつて居ります。

但し減つた原因が相續、贈與又は營業繼續に因る場合と、所得の種類が非營業貸金の利子及第二種所得に屬せない公債、社債及び預金の利子、山林の所得、賞與金、法人より受くる配當金については更訂せないのであります。

昭和 年分第三種所得並に營業純益減損更訂請求書

一、請求人住所氏名

一、所得決定額

一、更訂請求額

一、計算の基礎、別紙損益計算書の通り

右の通り更訂請求候也

年 月 日

右何

某印

何 税 務 署 長 殿

第二十四 支拂調書の提出

第三種所得税として課税せらるゝ俸給、給料、歳費、年金、恩給、退隠料、賞與若くは此等の性質を有する給與の支拂をなすもの又は配當金の支拂をなす法人は、支拂調書を提出しなければなりません。若し正當の理由なくして支拂調書を提出せないか又は不正の記載をした支拂調書を提出したのものには、千圓以下の罰金に處せらるゝことになつてゐます。

期限内に前記支拂調書を提出した會社又は個人に對しては、其の請求に依つて記載事項一件一人毎に五厘宛支拂ふことになつてゐます。

支拂調書の様式と、これが記載方及提出の期限は次の通りであります。

- 賞與金 前年三月一日から十二月末日迄の分 一月末日限り
- 其年一月一日から二月末日迄の分 三月十五日限り
- 配當金 支拂確定のたる日より 三十日限り

無記名株式を有するものに支拂たる分 三月十五日限り
 俸給其他 前年一月一日から引續き支給を受くるもの 一月末日限り
 其他分 三月十五日限り

提出 年 月 日

住所

法人名

代 表 者

一、配當金總額

内無記名株式ニ對スル分

同第二種所得ニ屬スル分

一、株式數

舊株

圓

圓

- 一、摘要欄ニハ左記事項ヲ記載スヘキモノトス
 - イ、優先株ニ付テハ其優先權ニ基ク配當率ノ増加額
 - ロ、出資金額ノ割合ニ異ナル持分計算ニヨリ利益ノ配當ヲナスモノニアリテハ其ノ持分ノ割合
 - ハ、所得税法第十四條第二項ニ依リ利益ノ配當ト看做サル、金額ニ付テハ其ノ支拂ヲ受クル者カ退社ニヨリ持分ノ拂戻シトシテ受クル金額又ハ株式ノ消却ニ因リ支拂ヲ受クル金額
 - 二、法人ニ支拂タル分モ全部記載スルモノトス
 - 三、所得税法施行地ニ住所又ハ一年以上居所ヲ有セサル者ニ對スル内譯ハ別紙ニ記載シテ添付スルモノトス
 - 四、無記名式株式ニ付テハ本書式ノ内譯ヲ要セサルモノトス
 - 五、所轄稅務署長ノ承認ヲ受ケタルトキハ本様式ト異リタル様式ニ依リ調製スルコトヲ得

自何年四月
至何年三月 無記名式株式利益(利息配當)支拂調書

提出年月日		住所		何々會社代表者 印	
所屬事業年度	株式數	配當金額	支拂月日	支拂ヲ受ケタル者住所又ハ居所	氏名
	新舊株				

備考

利益又ハ利息ノ所屬事業年度別ニ小計ヲ附スルモノトス

何年分俸陸其他支拂(異動)調書

大五 年 月 日

官公衙名法人代表者
其他支拂者 氏

名

金額	俸給(歳費年金恩給料(給退隠料)	手當	賞與	摘要	支拂ヲ受クル者	住所又ハ	官職名	氏名
	計算ノ基礎					計算ノ基礎		
何手當	何手當	何賞與	何賞與					

備考

一、俸給、給料、歳費、年金、恩給、退隠料、賞與等ノ支拂調書ハ本様式ニ依ルモノトス

二、俸給、給料(歳費、年金、恩給、退隠料)及手當ノ金額欄ニハ左ノ金額ヲ記載スルモノトス

イ、前年一月一日ヨリ引續キ支給ヲ受クル者ノ分ニ付テハ前年中ノ支拂金額

ロ、前年一月一日後新タニ支給ヲ受クルニ至リタル者ノ分ニ付テハ本年分支拂

豫算年額、但シ本年一月一日以後調書提出迄ノ間ニ於テ支給ヲ受ケサルニ至

リタル者ニ付テハ本年分支拂金額

ハ、轉勤等ノ場合ニ於テハ新支拂者ニ於テ轉勤前ノ支拂金額ヲモ記載スルモノトス

三、賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ニ付テハ調査提出當時在勤セサル者ノ分ヲモ記載スルモノトス

第四章 直接税一般説明

- 四、賞與ノ支拂確定月日ハ備考ニ記載スルモノトス
- 五、年金、恩給及退隱料ニシテ代理受領ニ係ルモノニ付テハ其ノ受領者ノ住所氏名ヲ摘要欄ニ記載スルモノトス
- 六、稅務署長ノ承認ヲ得タルトキハ本様式ト異リタル様式ニ依リ調製スルコトヲ得

第四節 資本利子税

第一 資本利子税とは何か

資本利子税が設定せらるゝに至つた最も重要な理由は、負擔の均衡、租稅體系の整備に基くのであります。

我國の直接稅制度が、財産收益重課……つまり汗水流して得るところの勤勞所得に比較して、財産より生ずる所得は餘分に稅金を納める力がある。従つて餘分に稅がかゝつて良い……の意味に於て、土地に對して地租……家屋に對して地方稅としての

家屋稅、營業に對して營業收益稅を課せらるゝ以上、今迄此の種の補完稅を課せられなかつた公債、社債、貸金、銀行預金等に對して、資本利子稅を課せらるゝに至つたことは、租稅の體系から見ても、負擔の權衡から見ても、誠に當を得たことでありませぬ。

斯くの如き意味に於て實施せらるゝに至つた資本利子稅法を基礎として「資本利子稅とは何か」と云ふことに就いて項を追ふて説明致します。

資本利子稅とは 資本利子稅とは稅法施行地（資本利子稅法は朝鮮、臺灣、樺太を除く帝國領土内に施行せられます。以下單に内地と略稱致します）にて左記甲種又は乙種の資本利子を受取りますと、其の利子なり又は利益なりに課稅せらるゝ稅金であります。

甲種 公債、社債、産業債券若しくは銀行預金の利子又は貸付信託の利益

乙種 三種の所得に付納稅義務を有する者（即ち個人の營業に非ざる貸金又は預金の利子

右の内甲種の資本利子は法人、個人の別なく又内地に住居所の有無に拘らず課税せられますが、乙種の方は第三種所得税の納税者のみに關係ある税金であります。

第二 甲種の資本利子に對する資本利子税

一、課税せらるゝ資本利子

甲種の資本利子税は、第二種甲の所得として第二種所得税の課税せらるゝ公債、社債、産業債券、銀行預金の利子又は貸付信託の利益の支拂を受くるときに、此等利子又は信託の利益金額に對して課税せらるゝのであります。つまり一つの収入に對して其の受取人の一般所得を構成すると言ふ意味に於て第二種所得税を課せられ、更に一方其の収入は財産収益に屬するを以て、補完税として資本利子税が課せらるゝ譯であります。即ち全然性質の異なる税金でありますから二重課税の問題は起り得ないのであります。

尙其の個々の資産の性質に就ては、第二種所得税に於ける説明と大體同様であります。其の違つた點を指摘致しますと、

イ、公債 第二種所得税の場合國債は除外されたが、資本利子税は國債にも課税されますから國債だけは第二種所得税が課からないで資本利子税の課かる例外になります。

ロ、産業債券 とは、産業組合中央金庫が産業組合中央金庫法に依つて發行する無記名式債權證書の謂であつて、第二種所得税では社債として取扱はれたが、資本利子税では其の本質に従つて別個のものとして取扱はるゝに至りましたが、課税上は何れにしても結果は同一であります。

其他社債、銀行預金、貸付信託に就ては第二種所得と少しも變りません。

第三 納税義務者、税率、納税の手續

第二種甲の所得につき第二種所得税の課税を受くる人は、全部資本利子税を課税されます。反對に第二種甲の所得があつて課税せられない人には、資本利子税も課税せられません。詳細は第二種所得税「課税せられない人」の項を御参照下さい。

資本利子税は、資本利子金額百圓に付二圓の割で課税せられます。

税額の計算方法 信託会社が貸付信託の信託財産を銀行預金に運用し、其の預金利子に對して資本利子税を納めた場合、其の税額は貸付信託の利益に對する資本利子税額より控除せらるゝこと。其他納税上の手続き等は第二種所得税の場合と同様であります。

第四 課税せらるゝ乙種の資本利子

乙種の資本利子税は、第三種所得税の納税義務ある者が、左記資本に付利子の支拂を受けたる場合は、其の利子に對して課税せらるゝのであります。

イ、非營業貸金 金貸しを營業とせざる人の貸金の意であります。(貸金營業者の貸金利子に對しては營業収益税を課せられますから除外されます。)つまり頼まれて金を貸したとか又は融通したなど言ふ場合、資本利子税が課税せらるゝ譯であります。

(頼まれて貸した貸金は、常に非營なりとの意味では勿論ありません。)

貸金の形式は擔保貸付でも、信用貸金でも、全部課税せられます。

ロ、預金 銀行預金を除外した總ての預金を指します。

第五 課税せらるゝ人

第三種所得税の納税義務者、即ち内地に住所又は居所を有し一ヶ年の所得金額千二百圓以上の人には、其の資本利子金額の多少に拘らず課税せられます。但し第三種の所得に付き同居家族と合算して課税を受くる人には、千二百圓未滿でも課税せられます。

第六 課税標準の計算及税率

資本利子税の課税標準は資本利子であります。其の算定方法に就て資本利子税法は「乙種の資本利子は前年中の収入金額による」と規定してあります。即ち前年一月一日より十二月三十一日に至る期間中に収入し又は収入すべき権利の確定したる利子金額を標準として課税されます。利子の収入すべき権利は利子支拂期日の到來によつて、確定するものと解すべきであります。

次に税率は甲種の資本利子と同様、資本利子金額百圓に付二圓の割合にて課税されます。

第七 申告決定及納期

前に述べたる處により如何なる人が、資本利子税の納税義務者たるかは、充分御諒解のことゝ信じます。

納税義務ある者は毎年三月十五日迄に資本利子金額を、第三種所得税納税地所轄税務署に申告せねばなりません。

税務署長は前項申告と所得調査委員會の調査により資本利子金額を決定し、夫々納税義務者に通知することは營業收益税の場合と同一であります。

資本利子税の納期日は、營業收益税と同様年税額を左の二期に分納することになつてゐます。

第一期 其の年八月一日より三十一日限

第二期 其の年十一月一日より三十日限

第五節 營業收益税

第一 誰に課税せらるゝか

一、法人 は營利法人である限り、その業態如何に拘らず課税されます。つまり會社は全部營業收益税の納税義務者となる譯であります。従つて從來營業税の課税せられた業態は勿論、土地やビルディングの經營を爲す會社も、土地、有價證券の所有を目的とする財産保全會社も總て課税を受けるのであります。

二、個人 は左に列記の營業を營む場合に其の純益に課税せられます。

一、物品販賣業 (動、植物其他普通に物品と稱せざるもの販賣を含む)

二、銀行業

三、無盡業

四、金錢貸付業

五、物品貸付業 (動、植物其他普通に物品と稱せざるもの、貸付を含む)

六、製造業 (瓦斯、電氣の供給、物品の加工修理を含む)

七、運送業 (運送取扱を含む)

- 八、倉庫業
- 九、請負業
- 一〇、印刷業
- 一一、出版業
- 一二、寫真業
- 一三、席貸業
- 一四、旅人宿業（下宿を含み、木賃宿を含まず）
- 一五、料理店業
- 一六、周旋業
- 一七、代理業
- 一八、仲立業
- 一九、問屋業

第二 課税外の營業純益

例外として左記營業の純益に對しては課税せられません。

- 一、法人、個人とも課税を受けざる營業純益。
 - イ、政府に發行する印紙切手類の賣捌
 - ロ、度量衡の製作、修覆又は販賣
 - ハ、己自の採掘し又は採取したる礦物の販賣
 - ニ、新聞紙法に依る出版
 - ホ、本法施行地外に在る營業場に於て爲す營業
 - ヘ、法人の漁業又は演劇興行（個人に付ては前に列記の營業に該當しない故、當然課税外）
 - 二、個人のみ課税を受けざる營業純益
- 自己の收獲したる農産物、蓄産物若は水産物の販賣又は之を原料とする製造、但し特に營業場を設けて爲す販賣又は製造を除く。
- 三、有期免税（法人、個人とも免税せらる）

イ、勅令を以て指定する重要物産製造業の純益（開業の年及其翌年より三年間）

ロ、製鐵業奨励法所定の純益（設備完成の年及其の翌年より十五年間、但し舊製鐵業奨励法二條該當のものに付ては開業の年又は能力増加の年及び其翌年より十五年間とす）

右に列記したもの、内、製鐵業奨励法所定營業純益及重要物産製造業の純益は、法令の定むる期限、手続きに従ひ稅務署に免除の申請を要します。

第三 何に課稅せらるゝか

營業收益稅は、營業の純益に課稅せらるゝのであります。營業收益稅は「營業」に對する稅金であり、從つて稅金の支拂はるゝ力は營業の純益でありまして、營業の純益そのものを標準として課稅せんとするのであります。

營業收益稅は損失であれば課稅せられないことになり、純益が多ければ多い程、稅額も多くなる譯であります。

第四 營業純益の計算

次に營業の純益とは何ぞやと言ふ問題になりますが、それは所得稅法に言ふ所得：法人であれば第一種の甲、法人の普通所得、個人ならば第三種の營業より生ずる所得と殆ど同一のものであります。

その詳細は所得稅の方を御參照願つて茲に極く簡単に説明致します。

一、法人の純益 は各事業年度の總損金を控除したる金額であります。總益金、總損金の意義は所得稅と同一であります。分り易く言へば「會社の當期純益金」が法人の純益であります。

つまり、第一種所得稅の「法人の普通所得」と營業收益稅の「法人の營業純益」とは殆ど同一のものであります。詳しく言へば第一種所得稅の方では「當期純益金」の内から、國債、貯蓄債券、復興貯蓄債券の利子は除外せられますが、營業收益稅では此等のものゝ利子にも課稅せらるゝが又反對に第一種所得稅の方では課稅せらるゝ政府の發行する印紙、切手類の賣捌以下六項（否課稅營業純益説明、イ乃至へ）の純益は營業收益稅では除外せられますから、當期純益金の中に此等の所得又は純益を含ま

む場合には、法人の普通所得金額と法人の営業純益金額とは符合しないことになりま

す。

この事は個人に付ても略々同様であります。

二、個人の純益 は前年中の總収入金額より其の収入を得るに付必要なる経費を控除したる金額であります。即ち營業より生ずる一切の収入より、其の収入を得るに直接必要なる経費を控除したる金額でありますから、通俗に言ふ「營業の儲け高」に相當する譯であります。所得税と同じく家事の費用を差引いた残りと言ふことではありません。茲に注意すべきは資本利子に對する二重課税を避くる爲め、資本利子税を課せらるべき資本利子は總収入金より除外さるゝことでもあります。

同一人にて數種の營業を爲し又は營業場が數個所ある場合、各營業又は各營業場の總収入金額及び必要経費は夫々合算したるものに依り、營業の純益金が計算せられます。従つて數種の營業を爲す場合、例へば物品販賣業には純益あるも兼業なる製造業が損失なる場合、或は大坂本店は利益なるも東京支店に損失ありと言つた様な場合は

孰れも損益金は差引したるものにより課税せらるゝ譯であります。

營業純益の意義は前の説明で略々御諒解せられたことゝ信じますが、個人の營業收益税は前年の実績を標準として課税せらるゝことを原則としますが、特例として前年の一月一日より其の年決定當時まで引續き爲したるに非ざる營業、例へば其の期間中に於ける新規開業、廢業又は相續以外の原因に基く營業繼續等の場合は、總て課税せらるべき年の豫算に依るのであります。

第五 税 率

舊營業税では業態に依り或は營業種目に依り、種々異つた税率を適用しましたが、營業收益税では頗る簡單であります。即ち

法人	純益金百圓に付	三圓六十錢
個人	同	二圓八十錢

尙、同一收益金に對する二種課税を避くる爲め、左記の様な規定が設けられたのであります。

「法人が各事業年度に於て納付したる地租額又は資本利子税額は、命令の定むる所に依り當該事業年度の營業收益税額より之を控除す。

個人が其の營業用土地に付納付したる地租額は命令の定むる所に依り其の營業收益税額より之を控除す。

前二項の場合に於て控除すべき地租又は資本利子税は、純益計算上之を損金又は必要經費に算入せず。」

右の控除規定は誠に簡單であります、其の結果は相當重大であると考へます。

全納税者がこの税額控除を受けるならば、その結果は會社の所有土地及び個人の營業用土地には地租が免除せられ、會社所有の公社債、銀行預金等には資本利子税が免除せられたと同一の結果になります。

第六 申告、決定及納期

申告に關聯して課税最低限につき一言致します。

營業收益税では、法人、個人により課税最低限が區別せられて居ます。

法人 は一事業年度の純益金額一圓以上課税せられます。

個人 は一ヶ年純益金額四百圓以上の者に課税せられます。

即ち純益金ある法人と一ヶ年純益金額四百圓以上の個人營業者は營業收益税の納税義務者であります。

營業收益税法第十一條及第十二條は納税義務者は一定の期限内に、其の純益金額申告の義務あることを規定して居ます。

元來營業收益税は申告税でありまして、納税者の申告に基き決定せらるゝことを原則と致します。

相當時期までに申告なきが爲め、又は申告不相當なるが爲めに税務署の調査なり、或は所得調査委員會の調査のみによる所得認定決定など言ふことは、甚だ好ましくないことであります。殊に純益課税となれば、納税者個々の事情により課税標準額の多寡が左右せらるゝことが尠くないのでありますから、納税者の誠實なる申告と相俟つて官民協力、税法の圓滿なる執行を期したいと希望する次第であります。

尙純益金額の申告は、營業收益税賦課の基礎となる重要なものである許りでなく、イ、法定期限内に純益金額の申告を爲したる個人營業者は、所得調査委員の選舉權及被選舉權が賦與せられます。

ロ、地租又は資本利子税額の控除を受くるには、純益金額の申告を要します。

法人 は決算確定後十四日以内に(第一種所得申告に同じ)

個人 は毎年三月十五日限り(第三種所得申告に同じ)

法人は本店又は主たる營業場所在地の所轄稅務署へ、個人は其の住所地、住所地なきときは主たる營業場所在地(第三種所得稅の納稅者は其の納稅地)の所轄稅務署へ提出すべきものであります。

申告に關連して調査委員制度のことを附言しますが、營業收益税では個人營業の純益金額は所得稅法に依る所得調査委員會の調査に附議して決定せられます。又法人の純益金額は調査委員會に附議しませぬ。

尙稅務署長が法定の手續により決定したる純益金額は夫々納稅義務者に通知せらる

ることになつて居ります。納期は次の通りであります。

第一期 其の年八月一日より三十一日限

第二期 其の年十一月一日より三十日限

第七 其の他

稅務署の決定額に對する異議申立手續、減損更訂等に關する事項は所得稅に關するものと大差ありません。

第六節 相 續 税

第一 相續税とはどんな税金で何故賦課するか

相續税は相續開始と云ふ原因に因り相續人が被相續人の財産を承繼するに因つて其相續人に課税する租税であります。従つて相續開始の原因なくして取得した財産や相續開始があつても承繼しない被相續人の財産や又相續開始に因つて取得した財産でも被相續人より承繼した財産でないもの(他人から相續開始に因り財産を贈與せられた

ものゝ類)は絶対に課税せられる事はないのであります。

然し一定の身分關係あるものに財産の贈與又は信託に付受益權を有せしめた場合に限り相續開始がなくても相續開始したものと見做して課する事となつて居ります。

何故相續税を賦課するかと云へば相續人は相續開始なる原因により勞務報償等何等の對價を拂はずして一時に財産を取得しますが故に税金を拂つても苦しくない。所謂擔稅力があるからと謂ふにあるのです。

第二 相續税を課せられる地域と相續税を課せられる人

相續税を課せられる地域は帝國の領土臺灣、朝鮮、樺太の新領土を除いた舊日本であります。此の地域を相續税施行地と申します。關東州は租借地で帝國領土ではありません。

前述べた相續税法施行地に相續財産を有する人は、相續の開始地が帝國たると、外國たるとを問はず又被相續人若しくは相續人が帝國臣民たると、外國臣民たるとを問はず總て課税せられます。然し軍事軍屬の戦死又は戦争の爲め受けた傷痍、疾病に基因

して死亡した場合は免税せられます。但し傷痍疾病者が負傷又は發病後一年を経過して死亡した場合は免税されません。

第三 相續税を課せられる場合

相續税を課せられる場合は相續開始ありたるときと、相續開始と見做される場合の二つであります。相續開始の原因は家督相續では(イ)戸主の死亡、(ロ)隠居、(ハ)戸主の國籍喪失、(ニ)戸主が婚姻又は養子縁組の取消に因り其家を去りたる時、(ホ)女戸主の入夫、婚姻又は入夫の離婚、(ヘ)戸主が失踪の宣告を受けたときの六つであります。遺産相續では(イ)家族の死亡、(ロ)家族が失踪の宣告を受けたときの二つです。

相續開始と見做される場合は相續税を課せらるべき財産の範圍の處で説明します。

第四 相續税を課せらるべき財産の範圍と

課稅價格算定の範圍

相續税を課せらるべき財産の範圍並に課稅價格算定の範圍は、被相續人の住所が税

法施行地にある場合と、施行地外にある場合又相續開始の場合により夫々異なつて居りますから次に詳記いたしますが、豫め左記を御承知置き願ひ度いのです。

(イ、船舶の所在は船籍の所在によること。ロ、相續開始前一年内に税法施行地より税法施行地外に住所又は船籍を轉じたもの、住所又は船籍は税法施行地に在るものと見做します。)

一、相續開始のありたる場合

イ、被相續人が税法施行地に住所を有する場合は(一)税法施行地に在る動産・不動産、(二)同上不動産の上に存する権利、(三)前記以外の財産権を以て課税せらるべき財産の範圍とします。課税価格は右範圍内にある相續財産の價額に被相續人が相續開始以前一年内に贈與した財産(範圍は課税せらるべき財産の範圍に同じ)の價格を加へ其中より(一)未納の公課、(二)被相續人の葬式費用、(三)相續人に移轉すべき被相續人の債務(稅務署の確實と認めたるものに限る)を控除し其殘額を課税價格とします。

ロ、被相續人が税法施行地に住所を有せない場合の相續税を課せらるべき財産の範圍は、(一)税法施行地に在る動産・不動産、(二)同上不動産の上に存する権利であります。課税價額は右範圍内にある相續財産の價格に被相續人が相續開始前一年内に贈與した財産(範圍は課税せらるべき財産の範圍に同じ)の價額を加へ其中より(一)相續財産に係る未納の公課、(二)相續財産を目的とする留置権・特別の先取権・質権又は抵當権を以て擔保せらるる債務(稅務署の確實と認めたるものに限る)、(三)相續財産に對する贈與の義務を控除した殘額を課税價格とします。

二、相續開始と見做される場合

イ、税法施行地に在る船舶不動産以外の財産(課税せらるべき財産の範圍は被相續人が税法施行地に住所を有する場合と有せない場合共相續開始のありたるときの相續税を課せらるべき財産より不動産及び船舶を除いたものに限られます)價額千圓以上を、(一)親族に贈與したとき、(二)分家を爲すに際し、又は分家を爲した後、本家の戸主又は家族より分家の戸主又は家族に贈與したときは相續開始し

たものと見做し贈與した財産の價額を課税價格として課税せられます。

ロ、信託に付信託の利益を受くべき権利（不動産船舶の歸屬すべき権利を除いた信託受益權です）を（一）親族に有せしめたとき、（二）分家を爲すに際し、又は分家を爲した後、本家の戸主又は家族が分家の戸主又は家族に有せしめたときは、其受益權の評定價格が千圓以上であれば相續開始したものと見做し其評定價格を課税價格として課税せられます。然し被相續人の住所が税法施行地外であれば課税せられません。

信託の受益者が不特定なとき又はまだ存在せない場合は、委託者の直系卑屬を受益者となしたものと見做し課税します。

三、注意 改正せられた要點は、（一）贈與又は權利の價額五百圓から課税せられて居たのが千圓から課税することゝなつたのと、（二）贈與又は權利を受けた者が推定家督相續人又は推定遺産相續人にのみ課税する事に限定せられて居たのが親族と廣くなつた二つであります。大正十五年三月以前に贈與又は信託の受益權を有せしめ

たものは従前の規定になります。

第五 相續税を課せられない財産

相續税を課せられない財産は、公共團體又は慈善事業、その他公益事業に對して爲した贈與又は遺贈の價額は課税價格に算入しません。外國人の有する永代借地權も課税の範圍外です。

第六 價格の計算方法

相續財産の價額は原則として相續開始の時の價格によつて計算せられます。然し左記財産は其價格の計算が六ヶ敷いので、其評定方法を税法で規定してあります。悉しくは相續法第四條を参照して下さい。

- 一、地上權。
- 二、永小作權。
- 三、有期定期金。
- 四、無期定期金。
- 五、終身定期金。

相續財産の價額に加へられたる相續開始前一年内の贈與財産の價額も、相續開始當時の價格によつて計算するのであります。

條件付権利存続期間の不確定な権利信託の利益を受くべき権利訴訟中の権利に付ては、税務署の認むる所によつて其價格を評定する事となつて居ります。

船舶の價格は從來算定方法を税法で規定してありましたが、現在は相續開始當時の價格による事となりました。十五年三月以前のものに付ては従前の規定により價格を算定する事となつて居ります。

第七 課税價格の最低限と特別控除

從來は課税價格が家督相續は二千圓、遺産相續は五百圓から課税せられて居りましたが、大正十五年四月一日からの相續開始には家督相續五千圓、遺産相續千圓から課税する事に改正せられました。同時に從來の家督相續五千圓以下のものに對し五百圓、三千圓以上のものに對し千圓の特別控除をしてゐましたが廢止になりました。十五年三月以前の相續開始のものに付ては矢張り従前の規定が適用せられるのです。

第八 相續税の税率

相續税の税率は課税標準に階級を設け、階級を起過する金額毎に順次高率を適用し

て算出した合計額を税額とする超過累進税率であります。尙家督相續と遺産相續とにより税率を異にし且つ被相續人と相續人の身分關係により輕重の差別を設けてあります。

相續人あること不分明な場合は最高の税率を適用します。又外國の法律により開始した相續には遺産相續の税率を適用します。但し相續人が二人以上あり其適用する税率の異なる場合は低い税率を適用します。

大正十五年四月一日から税率が改正になりました。これは十五年四月一日以後に相續開始する分に適用せられます。それ以前に相續開始して居るものに對しては矢張り舊法の規定によるのであります。

新舊の税率と各階級迄の税額は別表(末尾)を御覽になればよく判ります。

第九 短期間に數度相續開始した場合でも

其度毎に課税せられるか

相續税を課せられた後、五年内に更に相續開始した場合は、後の課税標準と前の相

續に於て實際賦課せられた課税標準との比により、前の相續額に對する相續税を免除せられます。

相續税を課せられた後、七年内に更に相續開始した場合は、後の課税標準と前の相續に於て實際賦課せられた課税標準との比により前の相續額に對する相續税の半額を免除します。

右二つとも相續開始と見做し課税する場合には適用せられません。

尙この場合の相續税を課せられたとは被相續人が相續税を課せられたことを謂ふのでありまして、相續人が課せられたことを謂ふのでないことをよく御承知を願ひ度いのであります。

第十 相續税の納付と遺贈の分配、

贈與を受けた者の納付義務その他

相續税は原則として一時に納付せねばなりません、税額百圓以上のものは決定通知書を受けた日から二十日以内に（相續人其他の者が税法施行地に住所を有せない場

合は三ヶ月）願出で七年内の年賦延納を求むる事が出来ます。年賦延納には相續税に相當する擔保を提供せねばなりません。

擔保の種類は、（イ）税務署長に於て確實と認むる有價證券、（ロ）土地、（ハ）建物、（ニ）税務署長に於て納税保證に堪ふる資力ありと認むる保證人とであります。

擔保物の價格の減少其他により増擔保の提供を命せられた場合に之を提供せず、又は保證人の變更を命せられた場合に之を變更せないとき、若くは年賦延納金を滞納したときは年賦延納の許可を取消し一時に税金を徴收せられますから忘れない様に注意を要します。

延納期間七年内は十五年四月一日から相續開始したものに付てゞあります。夫れ以前に開始した相續には従前の通り五年以内であります。

遺贈の分配は相續税を納付した後か、年賦延納の許可を受けた後でないとい出来ません。

相續した財産を以て相續税を完納する事が出来ない場合は相續開始前、一年内に財

産の贈與を受けた者より受贈財産の限度で不足額を徴収せられます。但し年賦延納を許可せられた場合は此限りでありません。

相続人が二人以上ある場合に於て相続税の納付前に相続財産を分割することがありましても、相続税の納付に付ては各相続人連帯して納付の義務があります。

相続税課税価格の決定に付異議があり再審査又は行政訴訟若くは訴願をなした場合でも、其決定に至る迄は、當初税務署の決定した額で税金を納めて置かねばなりません。

第十一 申告の義務と催告

相続人は相続開始を知りたる日から遺言執行者又は相続財産管理人は就職の日から三ヶ月以内に相続開始に關する事項を記載した書類、相続財産目録、相続財産の價格中から控除せらるべき金額の明細書を税務署に提出せねばなりません。しかし相続の開始地が帝國外のとき又は相続人その他の者が帝國外に住所を有する場合は六ヶ月以内に提出すればよいのであります。

相続人が二人以上ある場合は、其の内の一人が前に述べた書類を提出すればよろしい。

右定められた期限内に書類の提出なき場合税務署は期間を定めて届出方の催告をします。それでも届出ぬものは税務署の認むる處で課税價格を決定して催告の費用と税金の十分の一に相當する金額を徴収する事が出来ます。

第十二 課税價格の決定

相続税の課税價格は申告に基いて税務署で決定しますが、申告の不相當なものや、申告のないものは税務署の認むるところにより決定します。決定した時は課税價格を通知します。

第十三 税務署の決定に不服な場合は、どうすればよいか

税務署の決定額にして不服なきときは決定通知を受けた日から二十日以内に（相続人その他の者が帝國外に住所を有するときは三ヶ月以内）不服の事由を詳記して再審査の請求を決定した税務署へ提出しますと、税務署では再審査委員會に諮問して更に課

税價格を決定して申立人に通知します。これに尙不服な場合は訴願又は行政訴訟をする事が出来ます。

第十四 相續税の罰則

相續人遺言執行者、相續財産管理人が相續財産目録、相續財産の價格中から控除せらるべき金額の明細書に虚偽の記載をして提出したとき、不正の所爲を以て相續税を遁脱し又は遁脱せんとしたときは其遁脱し又は遁脱せんとした税金の三倍に相當する罰金に處せられます。然し自首した者には税金のみを追徴して罰金には處せないであります。

第十五 附加税は課せられぬ

相續税には府縣税其の他の附加税を課せないことに税法で規定せられて居ります。

第十六 相續税の算出例

家督相續で課税價格二十五萬圓、相續人が被相續人の長男即ち直系卑屬で相續開始が十五年三月以前のものとするれば二十萬圓を越ゆる金額五萬圓に對し千分の三十を乗

じて得た千五百圓に二十萬圓迄の税額三千四百六十五圓を加へた四千九百六十五圓が税額となります。其他これに準じて算出すればよろしい。

第十七 一、家督相續税率と税額

(表中のアラビヤ數字が上欄金額を超過する金額に對する税率であります單位は各々千分であります)

課税價格	相續人カ被相續人ノ家族 タル直系卑屬ナルトキ		相續人カ被相續人ノ指定シ タル者民法第九百八十二條 ニ依リ選定セラレタル者被 相續人ノ家族タル直系卑屬 又ハ入夫ナルトキ		相續人カ民法第九百八十條 ニ依リ選定セラレタル者ナ ルトキ	
	十五年三月以 前相續開始ノ モノ	十五年四月以 後相續開始ノ モノ	十五年三月以 前相續開始ノ モノ	十五年四月以 後相續開始ノ モノ	十五年三月以 前相續開始ノ モノ	十五年四月以 後相續開始ノ モノ
五千圓以下	5 ヲ乘シタ 円	5 ハノ	6 ヲ乘シタ 円	6 ヲ乘シタ 円	8 ヲ乘シタ 円	8 ヲ乘シタ 円
五千圓	6	6	7	7	10	10
一萬圓	7	7	8	8	12	15
二萬圓	8	8	10	10	14	20
	三五 八	三五 七	四五 八	四五 八	六五 一〇	九〇 一〇
	二五 六	二五 六	三〇 七	三〇 七	四〇 一〇	四〇 一〇
	二五 八	二五 八	四〇 一〇	四〇 一〇	五〇 一〇	六〇 一〇

五百萬圓	三百萬圓	二百萬圓	百萬圓	九十萬圓	八十萬圓	七十萬圓
65	65	65	65	65	60	55
三〇一、四六五	一七一、四六五	一〇六、四六五	四二、四六五	三四、九六五	二八、九六五	二三、四六五
130	120	110	100	90	90	90
五六、一〇五	二七六、一〇五	一六六、一〇五	六六、一〇五	五七、一〇五	四八、一〇五	三九、一〇五
70	70	70	70	70	65	60
三三六、一九五	一八六、一九五	一二六、一九五	四六、一九五	三九、一九五	三三、六九五	二六、六九五
140	130	120	110	100	100	100
五六五、四九五	三〇五、四九五	一八五、四九五	七五、四九五	六五、四九五	五五、四九五	四五、四九五
80	80	80	80	80	74	70
三七五、八七〇	二二五、八七〇	一三五、八七〇	五五、八七〇	四七、八七〇	四〇、三七〇	三三、三七〇
160	150	140	130	120	120	120
六六四、七九〇	三六四、七九〇	二三四、七九〇	九四、七九〇	八二、七九〇	七〇、七九〇	五八、七九〇

六十萬圓	五十萬圓	四十萬圓	三十萬圓	二十萬圓	十五萬圓	十萬圓	七萬圓	五萬圓	四萬圓	三萬圓
50	45	40	35	30	25	20	17	14	12	10
一八、四六五	一三、九六五	九、九六五	六、四六五	三、四六五	二、二五	一、二五	七〇五	四二五	三〇五	二〇五
80	80	70	60	50	40	30	25	20	15	10
三一、一〇五	二三、一〇五	一六、一〇五	一〇、一〇五	五、一〇五	三、一〇五	一、六〇五	八五五	四五五	三〇五	二〇五
55	50	45	40	35	30	25	20	17	14	12
二二、一九五	一六、一九五	一一、六九五	七、六九五	四、一九五	二、六九五	一、四四五	八四五	五〇五	三六五	二四五
90	90	80	70	60	50	40	30	25	20	15
三六、四九五	二七、四九五	一九、四九五	一二、四九五	六、四九五	三、九九五	一、九九五	一、〇九五	五九五	三九五	二四五
65	60	55	50	45	40	35	30	25	20	19
二六、八七〇	二〇、八七〇	一五、三七〇	一〇、三七〇	五、八七〇	三、八七〇	二、二〇〇	一、二〇〇	七二〇	五二〇	三五〇
110	110	100	90	80	70	60	50	40	30	25
四七、七九〇	三六、七九〇	二六、七九〇	一七、七九〇	九、七九〇	六、二九〇	三、二九〇	一、七九〇	九九〇	六九〇	四九〇

二、遺産相続税率と税額

(表中のアラビア数字が上欄金額の超過する金額に對する税率であります單位は各々千分であります)

課税價格	相続人カ直系単族ナルトキ		相続人カ配偶者又ハ直系尊屬ナルトキ		相続人及其他ノ者ナルトキ	
	前十五年三月以後相續開始ノモノ	後十五年四月以後相續開始ノモノ	前十五年三月以後相續開始ノモノ	後十五年四月以後相續開始ノモノ	前十五年三月以後相續開始ノモノ	後十五年四月以後相續開始ノモノ
一千圓以下	10 ヲ乘シタ ルモノ	10 ヲ乘シタ ルモノ	12 ヲ乘シタ ルモノ	12 ヲ乘シタ ルモノ	17 ヲ乘シタ ルモノ	17 ヲ乘シタ ルモノ
一千圓	12	12	14	14	20	20
五千圓	14	14	17	17	25	25
一萬圓	17	17	20	20	30	30
二萬圓	20	20	25	25	35	35
三萬圓	25	25	30	30	40	40
四萬圓	30	30	35	35	45	45
七萬圓	40	40	55	55	85	85
十萬圓	45	45	60	60	95	95
十五萬圓	50	50	65	65	105	105
二十萬圓	55	55	70	70	115	115
三十萬圓	60	60	75	75	125	125
四十萬圓	65	65	80	80	135	135
五十萬圓	70	70	85	85	145	145
六十萬圓	75	75	90	90	155	155
七十萬圓	80	80	95	95	165	165
八十萬圓	85	85	100	100	175	175

第四章 直接税一般説明

五萬圓	35	1,048	45	1,096	50	1,143	75	1,233
七萬圓	40	1,178	55	1,253	65	1,343	85	1,433
十萬圓	45	1,348	65	1,453	75	1,563	95	1,653
十五萬圓	50	1,598	75	1,703	85	1,813	105	1,903
二十萬圓	55	1,848	85	1,953	95	2,063	115	2,153
三十萬圓	60	2,098	95	2,203	105	2,313	125	2,403
四十萬圓	65	2,348	105	2,453	115	2,563	135	2,653
五十萬圓	70	2,598	115	2,703	125	2,813	145	2,903
六十萬圓	75	2,848	125	2,953	135	3,063	155	3,153
七十萬圓	80	3,098	135	3,203	145	3,313	165	3,403
八十萬圓	85	3,348	145	3,453	155	3,563	175	3,653

九十萬圓	90	五、六九	125	八七、二四八	95	六二、一五三	135	九五、九五三	105	七〇、二三三
百萬圓	90	六五、六六九	135	九九、六四九	95	七〇、六五三	145	一〇九、四五三	105	八〇、六三三
二百萬圓	90	一五、六六九	150	二四、六四八	95	一五、六五三	160	二四、四五三	105	一八五、六三三
三百萬圓	90	二四、六六九	165	三四、六四八	95	二六〇、六五三	175	四四、四五三	105	二九〇、六三三
五百萬圓	90	四、五、六六九	180	七四、六四八	95	四五〇、六五三	190	七四、四五三	105	五〇〇、六三三
									210	八四、二七三

第七節 地 租

第一 土地の區別と種類

土地には官有地と民有地との區別があります。官有地は四種の區分がありますが何れも土地臺帳に登録せず地租其あの公課を課せないのであります。

民有は地全部土地臺帳に登録します。區分は地租を課する土地（これを有租地と謂

ひます）と地租を課せない土地（これを免租地と謂ひます）の二つであります。

地租を課する土地は（有租地）更に次の通り二類に分つて居ります。

第一類地 田、畑、宅地、鹽田、鑛泉地

第二類地 池沼、山林、牧場、原野、雜種地

右の田、畑、山林等と稱するを地目と謂ふのであります。

地租を課せない土地（免租地）は次の通りであります。

一、國府縣、市町村其他勅令を以て指定する公共團體が公用又は公共の用に供する土地（但し有料借地を除く）

二、國府縣、市町村其他勅令を以て指定する公共團體が、公用又は公共の用に供するものと定めた其所有地（一年内に公用又は公共の用に供せないときは有租地となりません）

三、府縣社地、鄉村社地、招魂社地（但し有料借地を除く）

四、墳墓地

- 五、用悪水路、溜池、堤塘、井溝
- 六、鐵道用地、軌道用地、運河用地
- 七、保安林
- 八、公共の用に供する道路
- 九、其他特別法に依る免租地として砂防地、水道用地、郵便、電信、電話専用地、私立學校があります。

第二 地租の税率賦課せられる者と納期

地租は年の豊凶により増減することなく、毎年地價（地價とは土地臺帳に掲げた價格であります。地價は其土地の品位等級を詮定し其所得を審査し尙其土地の情況に應じて定めるのであります）に對し左の割合で賦課せられます。

- 一、宅地 地價百分の二箇半
- 二、田畑 地價百分の四箇五、但し北海道は百分の三箇二
- 三、其他の土地 地價百分の五箇半、但し北海道は百分の四箇

地租を賦課せられる者は、當該納期の初日に土地臺帳に記名せられた左の者であります。

- 一、百年より長い存續期間の定めある地上權の目的たる土地に付ては地上權者
 - 二、質權の目的たる土地に付ては質權者
 - 三、其他の土地に付ては所有者
- 納期は次の通りであります。

一、宅地

- 第一期 其年七月中地租額二分の一
- 第二期 翌年一月中地租額二分の一

二、田

- 第一期 其年十二月十六日より翌年一月十五日限
- 第二期 翌年二月中
- 第三期 翌年三月中

第四章 直接税一般説明

第四期 翌年五月中

各納期地租額四分の一宛。

三、其他の土地

第一期 其年九月中地租額二分の一

第二期 其年十一月中地租額二分の一

四、北海道、沖繩縣、其他に特別の納期がありますが省略して置きます。

地租の計算は各納税人に付同一市區町村内に於ける同一地目の地價合計額に租率を乗じて算出し、錢位未滿の端數を切捨た額を年租額とします。(但し全額一錢未滿なるときは一錢とします)各納期の分納額は此年租額を納期數で除し錢位未滿の端數を切捨てます。但し全額一錢未滿であれば一錢とします。

第三 有租地成と免租地成

地租を課する土地が地租を課せない土地となつた場合は、これを免租地成と謂ひます。

地租を課せない土地が地租を課する土地となつた場合は、有租地成と謂のであります。

右二つの場合共三十日以内に届出ねばなりません。(しかし豫め政府の許可を受け、又は届出を要するものは其許可の出願、又は届出を此届と看做します)

有租地成は其土地の現況によつて直ぐに地價を定め徵税します。(官有地開拓の場合に素地、相當の地價を定めるのと新開免租の場合は例外であります)免租地成は届出又は其事業を認められた後に開始する納期分より地租を免せられます。

第四 荒地と之に關する年期その他

荒地とは第一類地又は第二類地が山崩、川缺、押堀、石砂入、川成、海成、湖水成等の如き天災に罹り地形を變じたるものを謂ふのであります。之に關する免租又は低價の年期其他を次に詳記いたします。

海嘯のため湖水浸入して作土を損じたときは其狀況によつて荒地と同様に取扱はれることになつて居ります。

イ、荒地免租年期

荒地となつた土地は税務署に申請して被害の年より十五年以内の免租年期の許可を受ける事が出来ます。そして其年期明に至つて原地價に復します。

ロ、荒地免租繼年期

荒地免租年期明に至るも尙荒地の形状を存する土地は免租年期満了後六十日以内に申請し、更に十五年以内の免租繼年期の許可を受ける事が出来ます。そして其年期間に至つて原地價に復します。

川成、海成、湖水成で荒地免租年期明に至つて原形に復し難き土地は、免租年期の満了後六十日以内に申請し、更に二十年以内の免租繼年期の許可を受ける事が出来ます。そして其年期明に至つて原地價に復します。

ハ、川成、海成、湖水成

川成、海成、湖水成の土地が荒地免租繼年期明に至るも尙原地目に復せず、他の地目にも變せないものは、川、海湖として官有地となります。

ニ、變換起返

荒地免租年期明、荒地免租繼年期明に至つて原地目に復せず他の地目に變じた土地は、他價を修正します。これは年期満了後六十日以内に届出ねばなりません。

ホ、低價年期

荒地免租年期明、免租繼年期明に至り其土地の現況が原地價に復し難き場合には年期満了後六十日以内に申請し、十五年以内七割以下の低價年期の許可を受ける事が出来ます。そして其年期明に至つて原地價に復します。

低價年期明に至るも尙原地價に復し難き土地は地價を修正します。此場合も年期満了後六十日以内に届出ねばなりません。

ヘ、再 荒

荒地免租年期中、免租繼年期中又は低價年期中再び荒地となつた場合は新に荒地免租年期を許可せられます。此場合前許可せられた各種の殘年期は消滅してしまひます。

ト、其他

荒地に關する各種の年期中土地の形狀が變更することがありましても地目變換地類變換又は開墾とはしません。

第五 開墾と之に關する年期その他

開墾とは第二類地に勞費を加へて第一類地とするを謂ひます。例へば山林に勞費を加へて田とするが如き場合であります。開墾には種々ありますから詳細を次に説明します。

イ、普通の開墾

開墾せんとするときは着手の日より三十日以内に稅務署へ届出ねばなりません。(但し他の法律により許可を要するものは其の許可の出願を届出と見做します)

此場合の開墾は着手の年より二十一年目に其成功した部分に對して地價を修正するのであります。

二十一年目に成功せない部分は成功した度毎に地價を修正します。

ロ、十年以内に成功せない開墾

十年以内に成功せない開墾をなさんとするときは稅務署に申請し、四十年の開墾歟下年期の許可を受ける事が出來ます。そして着手の年より四十一年目に地價を修正します。

歟下年期中の地租は原地價により徵收するのであります。

以上イ、ロの土地が開墾成功の前に他の第二類地に地目變換(原野、池沼等になつた場合)した時は開墾は廢止したものとします。

開墾が成功した時は成功の日から三十日以内に届出ねばなりません。此場合は其年より開墾成功した地目で地租を徵收しますが、地價修正するまでの間は地目を組替へるだけで徵收する地租額に増減はありません。

地目組替後地價を修正する迄の間に於て他の地目に地目變換した場合は、更に新地目に組替します。

地目の組替後第二類地となつた場合は直ぐに地價を修正します。

開墾を廢止したとき、開墾の目的を變更したときは、三十日以内に届出ねばなりません。

ハ、地類變換後五年内の開墾

地類變換後五年内に開墾した土地は、其成功した部分毎に直ぐに地價を修正します。

ニ、無届開墾

無届で開墾したものは現地目により直ぐに地價を定め、其の地租増差額を追徴します。但し發覺の日から三年以前に遡り追徴する事はありません。

第六 官有地の開拓官有水面の埋立干拓

一、官有地を開拓して民有となつた土地は、民有となつた日から六十日以内に申請し、二十年の開拓歟下年期を受ける事が出来ます。此場合は開拓前の素地に相當する地價を定め二十一年目の地價修正までの間は其地價によつて徴収します。(六十日以内に申請しない場合は直ぐに地價を定めます)

開墾の成功した場合の届出や、地目の組替、地目組替後の異動(第二類地となり又は他の地目に變換したとき等)は開墾の場合と同様に取扱はれます。

二、官有の水面を埋立て又は干拓して民有となつた土地は、民有となつた日より六十日以内に申請し、六十年の新開免租年期を受ける事が出来ます。そして六十一年目に至つて始めて地價を設定せられます。六十日以内に申請せないものは直ぐに地價を定めます。

第七 地目變換と地類變換

地目變換とは第一類地中又は第二類中の各地目を變換するを謂ひます。

地類變換とは第一類地を第二類地に變換するを謂ひます。

地目變換、地類變換した場合は變換の日より三十日以内に届出ねばなりません。

地目變換、地類變換した土地は直ぐに地價を修正します。

地目變換をするに開墾に等しき勞費を要するものは地目變換着手より三十日以内に申請し、地價据置年期を許可せられる事があります。地價据置年期は四十年であります。

四十年目の地價修正する迄の間は原地價によつて地租を徴收せられます。

地目變換が成功した場合の届出や地目組替、地目の組替後第二類地又は元地目と同一の地目になつたときの地價修正や、地目組替後元地目と異なる地目に變換した場合の地目組替等は總て開墾の場合と同様に取扱はれます。

第八 地租條例外の法律での各種特典

- 一、開墾、開拓の鍬下年期、新開免租年期又は地目變換、地價据置年期の許可を受けた土地が、其年期明けに至るも事業成功又は地味熟成せない場合は、願出により更に各十年以内の年期の延長を許可せられる事があります。
- 二、開墾地、開拓年期地、新開免租年期地、地目變換、地價据置年期地が荒地免租年期又は低價年期の許可を受けた場合は、その年期は開墾、開拓、新開据置等の年期に算入しません。換言すれば荒地又は低價の年期を受けた丈け開墾、開拓、新開、据置等の年期が延長される事となります。
- 三、砂防法により一定の行爲を禁止又は制限せられた土地は、所有者又は納税義務者

の申請により地租免除又は輕減せられます。

四、荒廢地に造林したときは其の納税義務者の申請によつて、造林した部分に限り三十年以内の造林免租年期を許可せられる事があります。

五、道府縣の全部又は一部に亘る災害又は天候不順によつて收穫の皆無となつた田畑は、申請により其の年分の地租に限り免租せられます。

申請は被害現況の存する間に於て被害の事實を證明せねばなりません。

六、私立學校の校舎、寄宿舎、圖書館其他教育上必要な建物の敷地並に運動場、實習用地等は稅務署に申請して免租せられる事があります。

第九 地價の設定、修正と届書

地價の設定や修正する場合は前述べた通りでありますから、重ねて述べませんが、其届出には何れも土地の測圖及實地の狀況により近傍類地と其地方を比較し地價を見積つた書類を出さねばなりません。

一般に地價の修正をする場合は前以て法律で公布せられる事になつて居ります。

第十 土地の丈量

地價を定め又は修正する場合は、地盤を丈量します。丈量には曲尺を用ひ六尺を間としてあります。そして方一間を坪又は歩としてあります。

第十一 土地の分割と合併

- 一、別地目となるとき
 - 二、地租を課する土地が、地租を課せない土地となるとき
 - 三、地租を課せない土地が、地租を課する土地となるとき
 - 四、所有者を異にするとき
 - 五、質権の目的となるとき
 - 六、百年より長き存続期間の定ある地上権の目的となるとき
 - 七、行政区劃を異にするとき
- 合併とは數筆又は數十筆の土地を合して一筆とするのを謂ひます。合併は同字の同

一、地目で同一人の所有地でないと出来ません。又各種の年期を有する土地と、有せない土地或は年期の異なるものは合併出来ません。

土地を分割又は合併せんとするときは税務署へ届出ねばなりません。

第十二 納税の管理人

納税義務者が土地所在の市區町村に住所を有せない場合は、地租に関する事務を處理せしめる爲めに土地所在の市區町村内に居住する者を納税管理人と定め、其の市區町村長に届出ねばなりません。

第十三 土地臺帳の謄本

土地臺帳謄本の下付を受けんとするときは、税務署へ申請すればよろしい。手数料は一筆金拾錢の割合を以て収入印紙で納付するのです。

第十四 土地の検査と罰則

收税官吏は土地の検査を爲し又は納税義務者若しくは所有者に對し、必要な事項の質問をなす事が出来ます。

土地を欺隠し地租を遁脱するもの地目、地類の變換、開墾其の他届出を要するものを爲さざりし場合等には夫々罰則がありますが、あまり面白いものではありませんから詳しく説明しません。期間内に届出を怠らない様御注意を願ひ度いものです。

第十五 自作地に對する免税

地租を納むべき者(法人を除く)が其住所地の市町村内及隣接の市町村内で所有する田畑の地價合計額が同居家族の分と合せて二百圓未滿のときは、其内自作して居る土地に限り大正十五年分地租より免税せられました。(法人は免税せられません)

此の免税の規定を設けた理由は營業者に免税點の規定があるに、地租に免税點の規定のないのは課税の公平を缺くと謂ふことゝ小地主たる自作農の保護獎勵をする社會政策から出來たものであります。

こゝに隣接の市町村とは陸地つゞきの市町村を謂ふのでありますが、河川、湖沼を挟み境界の不明な場合は普通自作の出來る程度の近距離のものを隣接市町村として取扱ひます。海を距てたものは隣接とはしません。住所地とは生活の本據を謂ふのであ

ります。

同居家族とは同一の戸籍内にある同一經濟(電を同ふするもの)の生計をして居る者を謂ふのであります。

免税を受くる要件は第一自己及同居家族の分とを合し、其所有田畑の地價合計が二百圓未滿なること(隣接市町村に所有田畑があれば、それも合算して)第二自作して居ることとあります。所有の田畑地價が二百圓以上の場合は自作地でも絶對に免税せられません。又二百圓未滿の場合でも小作に附してある土地は免税せられません。

地價の二百圓未滿なるや否や同居家族なりや否、又は自作の區分等の設定は各納期開始初日の現在に依ることゝなつて居ります。尙地價の計算に付て一寸注意を要しますことは、

一、災害地(收穫皆無地)地租免除法により其年限り地租の免除を受けた田畑の地價は現在地價に算入せられます

二、荒地免租年期又は繼年期中の地價は除算せられるのであります。

大字有部落有、區有又は神社、寺院の所有田畑はその部落民又は社掌、住職に於て耕作するも免税せられません。

地價二百圓未滿にて自作するも毎年六月中に免税の申請を爲さない場合は、特典を受くる事が出来ないでありますから、特に注意して怠らないことに願ひ度いのであります。

以下自小作の區分其他に付て疑問となり易き點を二三説明して置きます。

- 一、田畑の區分は土地臺帳に掲げた地目に依るのであります
- 二、土地臺帳面の地目は田畑なるも現況宅地、山林、原野其他田畑以外の地目となれる土地は自作地としません
- 三、所有者相互に土地を交換して耕作して居る土地は小作料の授受なき場合に限り双方自作地として取扱ひます。
- 四、一筆の一部分を自作し、一部分を小作に附した土地は、全部を自作地としません。

五、別居せる戸主又は家族の土地を別居の戸主又は家族が耕作する場合は自作地としませんが、同居の戸主又は家族の土地を同居の家族又は戸主が耕作するものは自作とします。

六、自作せず小作にも附せず、その儘、放擲しある土地又は焼畑伐、替畑等にて目下耕作を爲さざるもの(小作に附せざる土地)は自作地として扱ひます。

第十六 免税の手續

免税を受けんとするものは毎年六月中に免税を受けんとする土地の所在番號、地目、反別、地價を一筆毎に記載し(隣接市町村の分も共に)自己住所地の市町村長を經由して稅務署長に申請せねばなりません。然し自己所有地の全部を免税申請する場合は、一筆毎の記載を省略して市町村別、地目別に合計反別、地價のみを記載して申請するも差支ありません。

七月以後新に免税を受くる要件を備ふるに至りたる場合、假へば

- 一、田畑の地價二百圓以上のものが賣却、他地目に變換免租地成、同居家族の別居

等により地價二百圓未滿となりたるとき

二、買得、有租地成、荒地免租年期明け等により新に地價を有するに至りたるとき

三、小作に附したる土地が自作地となりたるとき

は次の納期開始までに申請することが出來ます。

第十七 共有地の取扱

共有地は共有者各個人の土地と區別して別個の納税者として取扱ひます。

同一共有者の共有する田畑は(共有者が全部同じき場合)之れを合算して地價二百圓以上未滿を決めます。共有者が一人にても異なる場合は又是れを別個の納税者として區別します。

共有者の全部が同居家族なる場合は共有者個人の田畑と合算して地價二百圓以上未滿を決めることになつて居ります。

共有地は共有者の一人若くは數人が自作して居れば自作地として取扱ひますが、一筆地の一部分を小作に附した場合は、その土地全部を自作ととしません。

共有者の一人が法人なる場合又は共有者の全部が同一市町村内に住所を有せざる場合に於ては其共有地に對しては共有者の一人若くは數人が自作して居ても免稅されません。

免稅の手續は個人の納税者と同様であります。申請は共有者の一人から提出すれば足りります。

第十八 永小作權者の自作地免稅

民法の施行前より引續き有する永小作權で、その永小作權設定の當時舊來の慣習によつて小作料の外、その田畑の地租全額永小作權者が負擔することを契約せる土地に付ては、自作免稅に關し永小作權者を所有者と看做されます。

これは矢張り自作小農保護を意味するものであります。地價二百圓以上未滿は自己所有の分と永小作地とを合せて計算し免否を定め、免稅する永小作地は土地所有者より地租の徴收させないのであります。

免稅を受けんとする永小作權者は毎年六月中に永小作地所在の市町村長に(一)永小

作權の目的たる田畑の番號、地目、反別、地價、(二)田畑所有者の住所、氏名、(三)永小作權設定の年月日を届出を要します。届出の期間經過後新に免税の要件を備ふるに至つた場合は、次の納期前届出さすればよいのであります。

免税の申請は普通田畑と同様毎年六月中に住所地の市町村長を經由して稅務署長に提出せねばなりません。その他の事項はすべて普通の土地と同様でありますから重ねて申述べません。

永小作地を有する地主は其所有田畑の地價合計額が二百圓以上なる場合は、地租を徴收せざる永小作地あるため、その差引殘地價額が二百圓未滿となりたる場合に於ても免税せられませぬ。

(終)

昭和六年七月十日印刷
昭和六年七月十五日發行

定價一圓五十錢
送料内地五十二錢
滿鮮五十五錢

著者 河原三治郎

東京市本郷區元町二丁目四拾七番地

發行兼印刷人 栗野谷藏

東京市神田區三崎町三丁目九拾五番地

印刷所 中央勞働學院印刷部

發行所

東京市本郷區元町二丁目四拾七番地

改世社

電話小石川五二七四番
振替東京五七二六五番

辯護士犀川長作著

借金の合理化

四六版

定價一圓三十錢
送料十錢

昭和六年六月出版

中央勞働學院々長 栗野谷藏譯

無産階級教育論

四六版

定價五拾錢
送料貳錢

昭和六年二月出版

栗野谷藏 共著
水上鐵治郎

勞働新辭典

袖珍版

特價四拾錢
送料貳錢

昭和五年五月出版

